

少ない掛金で大きな補償！

火災共済の しおり

ホームページにて、最適な掛金シミュレーションができます。
<http://www.toshiseikyo.or.jp/kasai/simulation/>



重要な事項(契約概要・注意喚起情報)が記載されておりますので、必ずお読みください。

厚生労働大臣認可



生活協
同組合

全国都市職員災害共済会

本会は、全国市長会が全国各市の要望に応えて、消費生活協同組合法に基づき、昭和33年に設立された組合です。
創設以来、都市職員の生活の安定と向上に向けて共済事業を実施しております。

目次

1 火災共済の補償内容	3
(1)火災などの場合.....	3
(2)風水雪害などの場合.....	3
(3)地震の場合.....	3
2 契約に当たって	4
1 契約できる建物と動産.....	4
(1)建物.....	4
(2)動産.....	5
2 契約できない建物と動産.....	5
(1)建物.....	5
(2)動産.....	5
3 1口当たりの掛金額・補償額・ 補償額の最高限度額.....	5
(1)火災共済金.....	5
(2)風水雪害共済金及び 風水雪害特約共済金.....	6
3 再取得価額(新築・新品価額)	7
1 建物の契約の場合.....	7
(1)木造建物.....	7
(2)耐火造建物.....	7
2 動産の契約の場合.....	7
3 建物の再取得価額の算出方法及び 掛金算出方法.....	8
4 動産の再取得価額の算出方法及び 掛金算出方法.....	8
4 再取得価額の特約	9
1 再取得価額の特約の要件を 満たす場合(特約契約).....	9
2 再取得価額の特約の要件を 満たさない場合(普通契約).....	10
5 共済金の支払い	11
1 火災共済金.....	11
(1)共済金の支払対象となる損害.....	11
(2)共済金の支払対象とならない損害.....	11
2 風水雪害共済金.....	12
3 費用共済金.....	12
(1)臨時費用共済金.....	12
(2)残存物取片付費用共済金.....	12
(3)失火見舞費用共済金.....	12
4 災害死亡共済金.....	13
6 風水雪害特約	13
1 風水雪害特約共済金.....	13
(1)風水雪害特約共済金.....	13
(2)臨時費用共済金.....	13
(3)残存物取片付費用共済金.....	13
2 風水雪害特約の契約方法.....	13
(1)1口当たりの掛金額.....	14
(2)風水雪害共済金及び 風水雪害特約共済金.....	14
3 風水雪害特約の支払事例.....	15
7 見舞金その他の給付金	16
1 地震災害見舞金.....	16
2 地震災害傷害等見舞金.....	16
3 火災等災害入院見舞金.....	17
4 交通災害給付金.....	17
5 死亡弔慰金.....	17
8 水・かぎトラブルの応急処置サービス	18
9 共済金等の請求手続き	19
1 火災共済金.....	20
2 風水雪害共済金.....	20
3 風水雪害特約共済金.....	20
4 共済金の支払時期.....	22
5 時効.....	22
6 見舞金.....	22
10 質権の設定	23
11 出資金及び割戻金	23
12 本会を脱退する場合の手続き (承継組合員制度を含む。)	23
1 脱退する場合の手続き.....	23
2 承継組合員制度.....	24
13 留意事項	25
1 新規申込書の記入に当たっての 主な留意事項.....	25
2 契約内容の変更に当たっての留意事項.....	26
3 風水雪害特約契約の申込み 当たっての留意事項.....	28
重要事項説明書 (契約概要・注意喚起情報).....	31
Q&A よくある質問.....	35
<参考>住宅金融支援機構が耐火造と認めるプレハブ住宅.....	40
規約・規則.....	41

1 火災共済の補償内容

(1) 火災などの場合 (詳しくは11頁参照)

火災共済金 最高限度額 | **6,000万円**



災害死亡共済金
最高限度額

300万円



(2) 風水雪害などの場合 (詳しくは12頁参照)

風水雪害共済金
最高限度額

600万円



風災

水災

雪災



※風水雪害特約を契約すると(詳しくは13頁参照)

風水雪害特約共済金
最高限度額

2,400万円

最高限度額

3,000万円

(3) 地震の場合 (詳しくは16頁参照)

地震災害見舞金 最高限度額 | **100万円**

※被災した場合は、速やかに共済金等の請求手続きを行ってください。
(詳しくは、19～22頁参照)





2 契約に当たって

1 契約できる建物と動産

組合員又はその扶養親族(※生計を一にする3親等内の親族をいう。以下同じ。)が所有する建物若しくは、組合員又はその扶養親族が居住している建物内に収容されている動産が契約の対象となります。

※1 同居して扶養している親や子等が所有する建物及び動産

※2 同居していない親や子等が所有している建物及び動産で、組合員から常時生活費又は医療費等援助を受けている場合

	自分の家にお住まいの方	住居を貸している方	住居を借りている方	店舗併用住宅にお住まいの方
	 <p>『建物』及び『動産』の契約ができます。</p>	 <p>『建物』の契約ができます。</p>	 <p>『動産』の契約ができます。</p>	 <p>『建物』及び『動産』の契約ができます。</p>
	自家(注1)	貸家	借家	併用住宅(注2)
建物	○	○	×	○
動産	○	×	○	○

(1) 建物

① 自家(専用住宅)

(注1) 分譲マンションについては、その所有者の専有部分のみ契約の対象となります。

② 貸家(専用住宅)

③ 併用住宅(組合員又はその扶養親族が居住している場合)

(注2) 火災危険度の高い併用住宅(食堂、喫茶店など)は、組合員が居住している場合に限り、その居住部分のみ契約の対象となります。

④ 母屋と同一敷地内にある物置や納屋などの付属建物(カーポート等の類を除く。)

契約する場合は、その実面積を $\frac{1}{3}$ (端数は切上げる。)として計算します。

なお、付属建物のみ契約はできませんので、母屋に合算して契約してください。

⑤ 空家・別荘

再入居を前提とし、月に1回以上の見回り、点検等の管理をする場合に限り対象となります。

(「契約物件管理状況報告書」に必要事項を記入の上、契約更新時に提出してください。)

※畳、建具、その他の建物の従物、並びに電気設備、ガス設備、冷暖房設備(天井又は壁の埋め込み式)、その他これらに準ずる建物の付属設備(門、塀、垣、は除く。)は、契約の対象となります。

※建設中の住宅については、土台、柱、梁等ができた【棟上げ】が終わった段階で、完成時の価額を限度として契約の対象とすることができます。

(2) 動 産

日常生活に必要な家具・什器、電化製品、衣服、寝具類、身回品及びその他の生活用動産（スチール製等の簡易な物置も含む。）

※仏壇・仏具等については、一事故につき**50万円**が限度

※パーソナル・コンピュータの類（周辺機器を含む。）については、一事故につき**30万円**が限度

※書籍（辞書、学術参考書及び全集の類）、玩具（人形の類を含む。）及び原動機付自転車（総排気量50cc以下のもの）については、一事故につきそれぞれ**10万円**が限度

2 契約できない建物と動産

(1) 建 物

- ① 営業用建物（専門店舗及び貸事務所など）
- ② 借家（動産のみの契約は可）
- ③ カーポートの類（上屋根と軽量鉄骨の柱とからなるカーポート等簡易な構築物）
- ④ 付属建物のみ
- ⑤ 門、塀、垣等

(2) 動 産

- ① 通貨、有価証券、印紙及び切手その他これらに準ずる物
- ② 貴金属、宝石並びに美術品である書画、骨とう及び彫刻物その他これらに準ずる物
- ③ 稿本、設計書、図案、ひな形、鋳型、模型、証書及び帳簿その他これらに準ずる物
- ④ 動物及び植物
- ⑤ 商品及び生産設備（動力付農機具を含む。）
- ⑥ 自動車（自動三輪車、自動二輪車、総排気量50ccを超える原動機付自転車を含む。）
- ⑦ 無線機
- ⑧ レコード、CD、LD、DVD、BD、カセットテープ及びビデオテープその他これらに準ずる物
- ⑨ 食料品、酒類
- ⑩ 消耗品の類（化粧品、洗剤、ティッシュペーパー等）

3 1口当たりの掛金額・補償額・補償額の最高限度額

(1) 火災共済金

契約の種類	掛金額（年額）	補償額	補償額の最高限度
木 造	1口当たり 300円	1口当たり 50万円	合計 6,000万円 （120口）
耐火造 ※	1口当たり 200円		〔建物 4,000万円 （80口） 動産 2,000万円 （40口）〕

※耐火造建物については6頁参照

※動産の場合も、建物の構造に合わせた共済掛金額となります。

<年額掛金額>

契約の種類	1口当たりの掛金額
木造	300円
耐火造※	200円
風水雪害特約(注)	150円

<短期掛金額>

契約の種類	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月
木造	25円	50円	75円	100円	125円	150円	175円	200円	225円	250円	275円
耐火造※	17円	34円	51円	68円	85円	102円	119円	136円	153円	170円	187円
風水雪害特約(注)	13円	26円	39円	52円	65円	78円	91円	104円	117円	130円	143円

(注) 風水雪害特約契約については13頁参照

耐火造建物とは、次のものをいいます。

① 建物の主要構造部(柱、外壁、床、梁、屋根)が、次の構造で作られたもの。

(ア) 鉄骨・鉄筋コンクリート造

(イ) 鉄筋コンクリート造

(ウ) 鉄骨コンクリート造

(エ) コンクリートブロック造

② 住宅金融支援機構が、その融資基準において耐火造と認めるプレハブ住宅(40頁参照)。

※ 防火造や簡易耐火造(軽量鉄骨を含む。)は、木造建物として契約してください。

(2) 風水雪害共済金及び風水雪害特約共済金

① 建物

契約の種類	契約金額	契約口数	補償額の最高限度
基本契約 (風水雪害共済金)	4,000万円	80口	400万円
風水雪害特約契約 (風水雪害特約共済金)	3,200万円	64口	1,600万円
合計			2,000万円

② 動産

契約の種類	契約金額	契約口数	補償額の最高限度
基本契約 (風水雪害共済金)	2,000万円	40口	200万円
風水雪害特約契約 (風水雪害特約共済金)	1,600万円	32口	800万円
合計			1,000万円

3 再取得価額(新築・新品価額)

再取得価額とは、同等の建物を新築したり、動産を新品価額で購入するのに必要な見込額のことです。

なお、契約に際しては、大切な財産が万が一の災害の場合に十分な補償が得られるように、再取得価額の全額を契約してください。

建物及び動産の再取得価額の算出は、次のとおりです。(詳しくは次頁参照)

1 建物の契約の場合 (注) 再取得価額が共済契約の限度額となります。

(1) 木造建物・・・坪当たり標準建築費50万円

$$\text{木造50万円} \times \text{延坪数} = \text{再取得価額}$$

※坪当たり建築費は、50万円から70万円まで5万円単位で増額できます。

(2) 耐火造建物・・・坪当たり標準建築費70万円

$$\text{耐火造70万円} \times \text{延坪数} = \text{再取得価額}$$

※坪当たり建築費は、70万円から90万円まで5万円単位で増額できます。

(注) 建築費は、支部により統一されている場合があります。

2 動産の契約の場合

下表の各区分欄の動産標準価額が再取得価額となります。

なお、**所有額が各区分の額を超える場合は、2,000万円を限度**として実際に所有する価額まで契約できます。

●動産標準評価表

世帯主の年齢	動産標準価額
25歳前後(27歳以下)	300 ～ 500万円
30歳前後(28歳～32歳)	400 ～ 800万円
35歳前後(33歳～37歳)	550 ～ 1,100万円
40歳前後(38歳～42歳)	600 ～ 1,400万円
45歳前後(43歳～47歳)	650 ～ 1,700万円
50歳前後(48歳以上)	700 ～ 2,000万円
単身世帯	250 ～ 700万円

(注) 建物の用途が「借家」の場合は、建物の所有者(大家)の年齢ではなく、居住する世帯主の年齢となります。

(留意点)

◎建物及び動産の再取得価額は、それぞれ50万円単位の金額となります。(端数は切り上げ)

◎再取得価額の限度額は、建物：4,000万円、動産：2,000万円となります。(補償額の限度額)

3 建物の再取得価額の算出方法及び掛金算出方法

(例) 契約の種類:耐火造 坪当たりの標準建築費:耐火造建物 70万円

- 坪数を算出する。

$$\frac{\text{延面積 (坪数)}}{3.3} = \text{20.9} \text{ 小数点以下切り上げ} \doteq \text{21坪} \dots\dots\dots \text{①}$$
(延面積、坪数で端数が生じる場合は、小数点以下を切り上げる。)
- 坪数①を基本に物件の再取得価額②を算出する。

$$\text{21坪} \times \text{70万円} = \text{1,470万円} \doteq \text{1,500万円} \dots\dots \text{②}$$
(坪当たりの耐火造標準建築費) (物件の再取得価額) (端数が生じる場合は、50万円単位で切り上げる。)
- 物件の再取得価額②から1口当たりの補償額50万円で割り、掛けることができる口数③を算出する。

$$\frac{\text{1,500万円}}{\text{50万円}} = \text{30口} \dots\dots\dots \text{③}$$
(物件の再取得価額) (1口当たりの補償額) (契約口数)
- 口数を掛ける場合の共済掛金

$$\text{30口} \times \text{200円} = \text{6,000円} \dots\dots\dots \text{④}$$
(契約口数) (耐火造1口当たりの掛金) (共済掛金)

<small>(延面積)</small>	<small>(坪数)</small>	<small>(ご自宅の坪数①)</small>
<input type="text"/> m ²	÷ 3.3 = <input type="text"/>	小数点以下切り上げ ≐ <input type="text"/>
<small>(延面積、坪数で端数が生じる場合は、小数点以下を切り上げる。)</small>		
①ご自宅の坪数	× ②(木造の場合、標準建築費 50万円) ③(耐火造の場合、標準建築費 70万円)	≐ ④再取得価額 (最高補償額)
①ご自宅の坪数	②又は③標準建築費	④再取得価額 (最高補償額)
<input type="text"/> 坪	× <input type="text"/> 万円	= <input type="text"/> 万円
<small>※坪=3.3㎡ (坪数で端数が生じる場合は、小数点以下を切り上げる。)</small>		
<small>(端数が生じる場合は、50万円単位で切り上げる。)</small>		
④再取得価額 (最高補償額)	1口当たりの補償額	⑤口数
<input type="text"/> 万円	÷ 50万円	= <input type="text"/> 口
<small>(木造の場合、1口300円) (耐火造の場合、1口200円)</small>		
⑤口数	×	共済掛金
<input type="text"/> 口	<input type="text"/>	= <input type="text"/> 円

4 動産の再取得価額の算出方法及び掛金算出方法

(例) 世帯主の年齢:48歳 建物の構造:木造

- ・動産標準評価表(7頁参照)の動産標準価額700~2,000万円の下限の額以上。
- ・上記の場合は、700万円から再取得価額の特約契約となります。
- ・700万円で契約した場合の共済金は、下記のとおりとなります。

$$\frac{\text{700万円}}{\text{50万円}} = \text{14口}$$

$$\text{14口} \times \text{300円} = \text{4,200円}$$

(契約金額) (1口当たりの補償額) (契約口数) (契約口数) (木造1口当たりの掛金) (共済掛金)

※なお、所有額が各区分の額を超える場合は、2,000万円を限度として実際に所有する価額まで契約できます。

補償の内容
契約に当たって
(新築)再取得価額
再取得価額の
特約
共済金の支払い
風水雷害特約
見舞金
その他の給付金
水かきトリアルの
応急処置サービス
共済金等の
請求手続き
脱退手続き
出資金
重要事項説明書
よくある質問

4 再取得価額の特約

「再取得価額の特約」契約とは、共済契約の対象（被災物件）の損害に対し、現状復旧をするために経年減価により減額されることなく、再取得価額（同等の建物を新築、動産を新品価額で購入するのに必要な見込額）で補償する契約です。

1 再取得価額の特約の要件を満たす場合（特約契約）

建物	共済契約金額が再取得価額の 70%以上 (※)
動産	共済契約金額が動産標準評価表に定める各区分欄の金額の 下限の額以上

※建物契約において、再取得価額の70%以上であれば特約契約となり、経年減価による減額はしませんが、共済金の支払いは次のとおり算出されますので、**再取得価額の80%以上の契約があれば、実際の損害額まで補償**されます。

$$\text{共済金の算出方法} \quad \text{損害額} \times \frac{\text{契約金額}}{\text{再取得価額} \times 0.8} = \text{算出額}$$

(損害額、契約金額及び算出額を比較し、いずれか少ない額が共済金となります。)

●共済契約金額が再取得価額の70%の場合の支払事例

※契約金額が再取得価額の70%であるため、損害額が全額補償となっておりません。

再取得価額： **2,000**万円

契約金額： **1,400**万円(再取得価額の70%)

損害額： **300**万円(一部損害)

(算出式)

$$\text{損害額} \quad 300 \text{万円} \times \frac{\text{契約金額} \quad 1,400 \text{万円}}{\text{再取得価額} \quad 2,000 \text{万円} \times 0.8} = \text{算出額} \quad 262.5 \text{万円} \rightarrow \text{支払共済金額} \quad 262.5 \text{万円}$$

●共済契約金額が再取得価額の80%の場合の支払事例

※契約金額が再取得価額80%であるため、実際の損害額まで補償されます。

再取得価額： **2,000**万円

契約金額： **1,600**万円(再取得価額の80%)

損害額： **300**万円(一部損害)

(算出式)

$$\text{損害額} \quad 300 \text{万円} \times \frac{\text{契約金額} \quad 1,600 \text{万円}}{\text{再取得価額} \quad 2,000 \text{万円} \times 0.8} = \text{算出額} \quad 300 \text{万円} \rightarrow \text{支払共済金額} \quad 300 \text{万円}$$

2 再取得価額の特約の要件を満たさない場合(普通契約)

建物：再取得価額から、経年減価率(下表参照)を乗じて得た額を減じた額(時価額)が物件の価額となります。また、損害額についても同様です。

経年減価率表

建物の経過年数	5年まで	6年～15年	16年～25年	26年～35年	36年～45年	46年以上
木造建物	0%	7%	14%	20%	25%	30%
耐火造建物	0%	5%	10%	15%	20%	25%

動産：再取得価額から、経年減価率(一律20%)を乗じて得た額を減じた額(時価額)が物件の価額となります。また、損害額についても同様です。

● 共済契約金額が再取得価額の50%の場合の支払事例

※契約金額が再取得価額の50%であるため、損害額が全額補償となっていません。

【木造 経過年数:30年の場合】

再取得価額	：2,000万円	再取得価額	経年減価率	建物の時価額
建物の時価額	：1,600万円	……	$2,000万円 \times (1 - 0.2)$	= 1,600万円
契約金額	：1,000万円			
損害額	：300万円	再取得価額による損害額	経年減価率	損害額(時価額)
損害額(時価額)	：240万円	……	$300万円 \times (1 - 0.2)$	= 240万円

(算出式)

$$\begin{aligned}
 & \text{損害額 } 240\text{万円} \times \frac{\text{契約金額 } 1,000\text{万円}}{\text{再取得価額 } 1,600\text{万円} \times 0.8} = \text{算出額 } 187.5\text{万円} \rightarrow \text{支払共済金額 } 187.5\text{万円}
 \end{aligned}$$

【契約物件価額の経年減価率による推移表】

(例) 建物の種類:木造 建物の延面積:132㎡(40坪) 木造坪単価:50万円
物件の再取得価額:2,000万円

経過年数	新築	30年後	50年後
経年減価率	0%	20%	30%
再取得価額の特約契約の場合 (70%以上)	2,000万円	2,000万円	2,000万円
普通契約の場合 (70%未満)	2,000万円	1,600万円	1,400万円
差額	0	400万円	600万円

5 共済金の支払い

1 火災共済金 最高限度額 6,000万円

(1) 共済金の支払対象となる損害



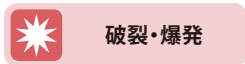
火災

火災による共済の対象の全部又は一部の焼失、若しくは火災に伴って生じた高熱、煙、ガス、蒸気等による損害。(隣家からの類焼を含む。) ※消防又は避難に必要な処分を含む。



落雷

共済の対象に落雷し、その衝撃のため当該共済の対象に生じた破壊損害又は火災損害及び落雷による異常電流の作用で共済の対象に生じた損害。



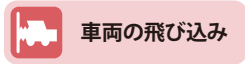
破裂・爆発

プロパン、都市ガス等の気体又は蒸気の急激な膨張による破裂・爆発により共済の対象に生じた損害。(ただし、凍結による水道管、水管又はこれらに類するものの破裂・爆発による損害は除く。)



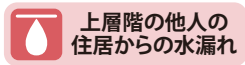
航空機の墜落

航空機の墜落若しくは接触、爆風、音波の衝撃による損害及び航空機の付属品若しくは積載物の落下又は航空機からの投下物若しくは発射物による損害。



車両の飛び込み

車両(積載物を含む。)の衝突若しくは接触により共済の対象に生じた損害。(ただし、門、塀、垣等は除く。) ※相手が特定できない場合のみ対象となります。



上層階の他人の
住居からの水漏れ

同一の建物の上層階に居住する他人の住居のいっ水により生じた水漏れによる損害。他人の住居で生じた偶然の事故を原因とするいっ水による水漏れによって生じた損害。

(2) 共済金の支払対象とならない損害

- ① 共済契約者の故意又は重大な過失によって生じた損害
- ② 共済契約者と同一の世帯に属する者の故意によって生じた損害
(その者による損害が「共済契約者に共済金を取得させる意思ではなかった」ことを、共済契約者自らが、証明した場合を除く。)
- ③ 共済事故に際し、共済の対象である物が紛失し、又は盗難にかかったことによって生じた損害
- ④ 原因が直接であると間接であるとを問わず、戦争その他の変乱によって生じた損害
- ⑤ 原因が直接であると間接であるとを問わず、地震又は噴火によって生じた損害
※地震災害見舞金については16頁参照
- ⑥ 発生原因のいかなを問わず、共済事故が④又は⑤の損害の原因によって延焼又は拡大して生じた損害
- ⑦ 共済契約の申込み、共済金の請求及び受領に際し、共済契約者の詐欺行為によって生じた損害
- ⑧ 燃焼機器、暖房機器及び電気機器等の過熱によって生じた当該機器のみの損害
(風呂釜と浴槽のみの損害を含む。)

●火災共済金の算出方法

建物、動産別に次の計算式により共済金を算出します。

$$\text{損害額} \times \frac{\text{契約金額}}{\text{再取得価額} \times 0.8} = \text{算出額}$$

(損害額、契約金額及び算出額を比較し、いずれか少ない額が共済金となります。)

※「再取得価額の特約」の要件を満たさない場合、普通契約(10頁参照)の建物については、再取得価額から経年減価した金額での補償となり、動産については一律20%控除した金額での補償となります。(損害額についても同様)

※十分な補償が得られるように、再取得価額の満額契約をお勧めします。

2 風水雪害共済金 (600万円限度)

風災(台風、突風又は旋風等。ただし砂塵、塩分又は煤煙等による損害を除く。)、水災(暴風雨、洪水、豪雨又は長雨等)、雪災(積雪、雪崩又は降雹等)による災害で、共済の対象である建物又は動産にそれぞれ20万円以上の損害を受けた場合、共済金を支払います。

●風水雪害共済金の算出方法

損害の割合により、契約口数に下表の1口当たりの支払額を乗じて得た額を支払います。算出された額が損害額を超える場合は、損害額を限度とします。(600万円限度)

※損害の割合(損害額÷物件の再取得価額)は、建物と動産に区別し、物件の再取得価額に対する損害額の割合で算出します。

損害の割合	被災物件に係る共済契約1口当たりの支払額
全 部	50,000円
1/2 以上	25,000円
1/3 以上	15,000円
1/3 未満	3,000円

3 費用共済金

- (1) 臨時費用共済金 (火災等：300万円、風水雪害：90万円が限度)
火災等及び風水雪害による臨時の出費(仮住まい費用等)に充てるため、支払共済金の15%を支払います。
- (2) 残存物取片付費用共済金 (火災等：100万円、風水雪害：30万円が限度)
火災等及び風水雪害により残存物の取片付に要した費用を支払います。ただし、取片付に要した費用と共済金の5%のいずれか少ない額を限度とします。
- (3) 失火見舞費用共済金 (一世帯当たり20万円限度)
火災、破裂・爆発によって他人の所有物に損害を与え、それに対し見舞金等を支払った場合、支払共済金の20%又は60万円のいずれか少ない額を限度として支払います。

4 災害死亡共済金

共済金の支払対象となる事故に直接起因して死亡した場合、次により支払います。なお、100万円を超える共済金を支払う場合には、税務署に対する支払調書を出すため、マイナンバー（個人番号等）の提供をお願いすることとなります。

(1) 組合員（300万円限度）

契約口数に1口当たり**75,000円**を乗じて得た額を支払います。

(2) 組合員と同居する2親等内の親族（30万円限度）

契約口数に1口当たり**7,500円**を乗じて得た額を支払います。



6 風水雪害特約

1 風水雪害特約共済金（2,400万円限度）

(1) 風水雪害特約共済金

風災（台風、突風又は旋風等。ただし砂塵、塩分又は煤煙等による損害を除く。）、水災（暴風雨、洪水、豪雨又は長雨等）、雪災（積雪、雪崩又は降雪等）による災害で、共済の対象である**建物又は動産にそれぞれ20万円以上の損害を受けた場合**、風水雪害共済金（600万円限度）に加えて風水雪害特約共済金（2,400万円限度）を支払います。

(2) 臨時費用共済金

風水雪害による臨時の出費に充てるため、支払共済金の15%を支払います。（風水雪害共済金に係る臨時費用共済金と併せて**300万円**が限度）

(3) 残存物取片付費用共済金

風水雪害により残存物の取片付に要した費用を支払います。ただし、取片付に要した費用と共済金の5%のいずれか少ない額を限度とします。（風水雪害共済金に係る残存物取片付費用共済金と併せて**100万円**が限度）

2 風水雪害特約の契約方法

詳しくは、「風水雪害特約契約の申込みにあたっての留意事項」28頁を参照してください。

・火災共済契約（基本契約）に附帯して風水雪害特約契約を締結していただくこととなります。

- 基本契約口数が建物64口、動産32口を超えない場合



風水雪害特約契約口数は、基本契約と同口数

- 基本契約口数が建物64口、動産32口を超える場合



風水雪害特約契約口数は、建物64口、動産32口

(注) 基本契約で建物と動産の両方を契約している場合は、建物と動産の両方を契約してください。

(1) 1口当たりの掛金額

<年額掛金額>

契約の種類	1口当たりの掛金額
木造	300円
耐火造	200円
風水雪害特約	150円

<短期掛金額>

契約の種類	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月
木造	25円	50円	75円	100円	125円	150円	175円	200円	225円	250円	275円
耐火造	17円	34円	51円	68円	85円	102円	119円	136円	153円	170円	187円
風水雪害特約	13円	26円	39円	52円	65円	78円	91円	104円	117円	130円	143円

(2) 風水雪害共済金及び風水雪害特約共済金

① 建物

契約の種類	契約金額	契約口数	補償額の最高限度
基本契約 (風水雪害共済金)	4,000万円	80口	400万円
風水雪害特約契約 (風水雪害特約共済金)	3,200万円	64口	1,600万円
合計			2,000万円

② 動産

契約の種類	契約金額	契約口数	補償額の最高限度
基本契約 (風水雪害共済金)	2,000万円	40口	200万円
風水雪害特約契約 (風水雪害特約共済金)	1,600万円	32口	800万円
合計			1,000万円

●風水雪害特約共済金の算出方法

風水雪害特約共済金は、建物、動産別に次の計算式より得られた額を支払います。

$$\begin{aligned} & \text{損害額} \times \frac{\text{契約金額}}{\text{再取得価額} \times 0.8} = \text{算出額} \\ & \left[\text{上記損害額、契約金額及び算出額を比較し、いずれか少ない額} \right] \times \frac{1}{2} = \text{風水雪害特約共済金} \end{aligned}$$

※損害額の $\frac{1}{2}$ が限度となります。

※損害額、契約金額及び算出額を比較し、いずれか少ない額に $\frac{1}{2}$ を乗じて得た額を支払います。

※風水雪害共済金と併せて風水雪害特約共済金をお支払いする場合は、共済金の合計は、損害額が限度となります。

3 風水雪害特約の支払事例

〈事例〉 下記契約物件が台風により全壊(損害額:建物2,000万円 動産1,000万円)し、残存物取片付費用が100万円生じた。

〈契約内容〉 建物:再取得価額 2,000万円 契約金額 2,000万円(40口)
動産:再取得価額 1,000万円 契約金額 1,000万円(20口)

合計契約金額 3,000万円(60口)

●基本契約分の計算方法

区分	算式	金額
風水雪害共済金	建物:1口当たりの支払額 50,000円 × 40口 = 200万円 動産:1口当たりの支払額 50,000円 × 20口 = 100万円	300万円 (200万円) (100万円)
臨時費用共済金	300万円 × 0.15 = 45万円	45万円
残存物取片付費用共済金	300万円 × 0.05 = 15万円	15万円
合計		360万円

●風水雪害特約契約分の計算方法

区分	算式	金額
風水雪害特約共済金	建物 損害額 $\times \frac{\text{契約金額 } 2,000\text{万円}}{\text{再取得価額 } 2,000\text{万円} \times 0.8} = \text{算出額}$ $2,000\text{万円} \times \frac{1}{2} = 1,000\text{万円}$	1,500万円 (1,000万円)
	動産 損害額 $\times \frac{\text{契約金額 } 1,000\text{万円}}{\text{再取得価額 } 1,000\text{万円} \times 0.8} = \text{算出額}$ $1,000\text{万円} \times \frac{1}{2} = 500\text{万円}$	
臨時費用共済金	1,500万円 × 0.15 = 225万円	225万円
残存物取片付費用共済金	1,500万円 × 0.05 = 75万円	75万円
合計		1,800万円

※印の金額は、損害額、契約金額、算出額を比較し、いずれか少ない額となります。

●支払共済金の総額(基本+風水雪害特約)

	基本契約分(風水雪害共済金)	風水雪害特約契約分(風水雪害特約共済金)	合計
風水雪害共済金	300万円	+ 風水雪害特約共済金 1,500万円	= 1,800万円
臨時費用共済金	45万円	+ 臨時費用共済金 225万円	= 270万円
残存物取片付費用共済金	15万円	+ 残存物取片付費用共済金 75万円	= 90万円
合計	360万円	+ 1,800万円	= 2,160万円

※風水雪害特約を契約していない場合、支払われる共済金は、360万円ですが、風水雪害特約を契約している場合、支払われる共済金は、基本契約分360万円と風水雪害特約分1,800万円を合算した2,160万円となります。

7

見舞金その他の給付金

見舞金は災害等見舞金積立金の範囲内で支給します。
組合員が現に居住する物件についてのみお支払いの対象となります。

1 地震災害見舞金（100万円限度）

地震災害見舞金は、次の(1)から(3)のいずれかが、地震等（地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失）によって損害が生じ、共済の対象である**建物又は動産にそれぞれ20万円以上の損害を受けた場合**、支給します。

- (1) 組合員が現に居住し、かつ、共済の対象である建物
- (2) 組合員が現に居住し、かつ、共済の対象である建物内に収容されている共済の対象である動産
- (3) 組合員が現に居住している建物内に収容されている共済の対象である動産

●地震災害見舞金の算出方法

損害の割合により、契約口数に下表の1口当たりの支給額を乗じて得た額を支給します。（100万円限度）

※損害の割合（損害額÷再取得価額）は、建物と動産に区別し、物件の再取得価額に対する損害額の割合で算出します。

損害の割合	被災物件に係る共済契約1口当たりの支給額 （令和4年4月1日以降の地震による災害）
全 部	20,000円
$\frac{1}{2}$ 以上	12,000円
$\frac{1}{3}$ 以上	8,000円
$\frac{1}{3}$ 未満	3,000円

※令和4年3月31日以前の地震災害による1口当たりの支給額については、従前のとおりとなります。

2 地震災害傷害等見舞金

(1) 地震災害死亡弔慰金

※地震災害見舞金支給される場合が対象となります。地震災害で180日以内に死亡したとき、支給します。

- ① 組合員が死亡したとき（30万円限度）
組合員が現に居住する建物又はその建物内に収容されている動産に係る共済契約口数に1口当たり**7,500円**を乗じて得た額を支給します。
- ② 組合員と同居する2親等以内の親族が死亡したとき（1人につき10万円限度）
組合員が現に居住する建物又はその建物内に収容されている動産に係る共済契約口数に1口当たり**2,500円**を乗じて得た額を支給します。

(2) 地震災害入院見舞金

※地震災害見舞金支給される場合が対象となります。地震災害で180日以内に連続して7日以上入院したとき、支給します。

- ① 組合員が入院したとき（10万円限度）
組合員が現に居住する建物又はその建物内に収容されている動産に係る共済契約口数に1口当たり**2,500円**を乗じて得た額を支給します。
（1事故1回の請求が限度）

- ② 組合員と同居する2親等内の親族が入院したとき(1人につき10万円限度)
組合員が現に居住する建物又はその建物内に収容されている動産に係る共済契約口数に1口当たり**2,500円**を乗じて得た額を支給します。
(1人につき1事故1回の請求が限度)

(3) 差額支給について

地震災害入院見舞金を受給した組合員が、その事故が原因で傷害を受けた日から180日以内に死亡したときには、その者の遺族に地震災害死亡弔慰金と既に支給した地震災害入院見舞金との差額を支給することができます。

3 火災等災害入院見舞金

共済事故により組合員又は組合員と同居する2親等以内の親族が、傷害を受けた日から180日以内に連続して7日以上入院をしたとき、支給します。

なお、風水雪害による場合は、風水雪害共済金が支払われる場合に限りです。

※共済事故は、火災、落雷、破裂、爆発、航空機の墜落、車両の飛び込み、上層階の他人の住居からの水漏れ、風災、水災、雪災による事故をいいます。

(1) 組合員が入院したとき(10万円限度)

組合員が現に居住する建物又はその建物内に収容されている動産に係る共済契約口数に1口当たり**2,500円**を乗じて得た額を支給します。
(1事故1回の請求が限度)

(2) 組合員と同居する2親等以内の親族が入院したとき(1人につき10万円限度)

組合員が現に居住する建物又はその建物内に収容されている動産に係る共済契約口数に1口当たり**2,500円**を乗じて得た額を支給します。
(1人につき1事故1回の請求が限度)

4 交通災害給付金

(1) 交通災害死亡弔慰金(30万円限度)

組合員が**日本国内**の交通災害を受けた日から180日以内にその交通災害が原因で死亡したとき、遺族に支給します。組合員が現に居住する建物又は、建物内に収容されている動産に係る共済契約口数に1口当たり**7,500円**を乗じて得た額を支給します。

(2) 交通災害入院見舞金(10万円限度)

組合員が**日本国内**の交通災害を受けた日から180日以内にその交通災害が原因で連続して7日以上入院したとき組合員に支給します。組合員が現に居住する建物又は、その建物内に収容されている動産に係る共済契約口数に1口当たり**2,500円**を乗じて得た額を支給します。(1事故につき1回の請求が限度。)

(3) 差額支給について

交通災害入院見舞金を受給後、その交通事故が原因で180日以内に死亡した場合には、交通災害死亡弔慰金と交通災害入院見舞金との差額を支給します。

5 死亡弔慰金(退職者組合員は除く。)(20万円限度)

組合員が災害死亡以外の事由(病気等)により死亡した場合、現に居住する建物及び建物内に収容されている動産に係る契約口数に1口当たり**5,000円**を乗じて得た額を支給します。

※災害死亡共済金、地震災害死亡弔慰金又は、交通災害死亡弔慰金を受給する場合は、受給できません。

8 水・かぎトラブルの応急処置サービス

～火災共済契約に自動付帯～

水まわり、かぎ開けでお困りの際に専門業者を手配し、24時間・365日、駆けつけるサービスです。水漏れを止めたり、かぎを紛失した際のかぎ開けなどの応急処置(出張料及び作業料が無料)を行います。

※本格的な修理や部品交換代など、応急処置を超える修理費用については、契約者の負担(有料)となります。

1 サービスの内容

水まわりの トラブル	<ul style="list-style-type: none">・蛇口からの水漏れ応急処置・トイレ、排水口のつまりの除去 <p>〈凍結を原因とする場合は、サービスの対象外です。〉</p>
かぎの トラブル	<ul style="list-style-type: none">・かぎの開錠(特殊工具による開錠)・かぎの破錠(シリンダー部分の破壊による開放)・中折れしたかぎや異物の除去など <p>〈一般の住宅用の出入口のかぎに限ります。分譲マンション等の共有部分の入口ドアは対象外です。〉</p>

2 サービスの対象

- (1) サービスの対象(範囲)
共済の対象となる建物または共済の対象となる動産を収容する建物のうち、共済契約者(共済の対象の所有者)が専有・占有する居住部分が対象です。
(※1) 動産のみの契約者も利用できます。
(※2) サービスの利用者が賃借人の場合は、管理会社や所有者の承認を得てからの作業となります。
- (2) サービスの利用可能期間
火災共済契約の共済契約期間(効力が生じる期間)と同一です。

3 ご利用に当たっての留意事項

- (1) 下記の受付専用デスクへの事前の連絡がなく、契約者が独自に修理業者等を手配された場合は、無料サービスの対象となりません。
- (2) 対象地域は日本全国ですが、一部地域(離島等)では、サービス内容によりご利用できない場合があります。また、地域、天候、道路事情等により、サービスが提供できない場合や現場への到着に時間がかかることがあります。

「水・かぎトラブルの応急処置サービス」 受付専用デスク

専用フリーダイヤル

みなまるめて 119番
0120-370-119

24時間365日受付

※本サービスの運営は、株式会社プライムアシスタンスに委託しています。

火災や自然災害により被災したとき

1. 事故発生の連絡

- 火災、風水雪害の事故の大小を問わず、官公署へ連絡を！
※共済金請求には、官公署が発行する「罹災証明書」が必要となります。



2. 被害写真の撮影

- 被災状況の確認が必要となりますので、事故発生時の被害写真を撮影してください。
- 被災箇所、品目、被災状況がわかるよう撮影してください。
- 被災した動産を処分する場合は、被災品目、被災状況を撮影した後に、処分してください。

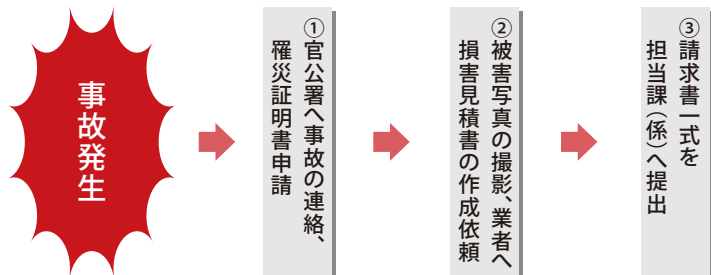


3. 損害の見積

- 業者へ損害見積書の作成を依頼してください。

4. 共済金の請求書は、所属支部の担当課へ

- 請求に当たっては、次の書類が必要となります。
- 火災等共済金及び費用共済金請求書 承諾通知書
- 罹災証明書 被害写真 損害見積書
- (その他、必要な書類及び注意事項がありますので、次ページをご確認ください。)
- ※請求書類が整いしだい、担当課(係)へ提出してください。



※「火災等共済金及び費用共済金請求書」は、支部に備え付けてあります。
また、本会のホームページからダウンロードし、印刷することもできます。

1 火災共済金

火災、落雷、破裂・爆発、航空機の墜落、車両の飛び込み、上層階の他人の住居からの水漏れによる損害を受けた場合

共済金の種類	請求書	添付書類
火災共済金 ・臨時費用共済金 ・残存物取片付 費用共済金	火災等共済金及び 費用共済金請求書	① 火災共済契約承諾通知書(写) ② 罹災証明書 ③ 被災状況報告書 ④ 損害見積書 ⑤ 共済対象の被害写真(カラー) ⑥ 新聞記事等災害が確認できる書類 ⑦ 被災した建物の平面図及び動産の配置図
失火見舞費用共済金	火災等共済金及び 費用共済金請求書	① 周辺の状況を明らかにできるカラー写真 ② 見舞金支払一覧表
災害死亡共済金	災害死亡共済金 請求書	① 死亡診断書(写) ② 組合員と同居の親族の災害死亡の場合は 戸籍謄本及び世帯全員の住民票 ③ 火災共済契約承諾通知書(写) ④ マイナンバー通知カード等(写) ※100万円を超える支払いの場合

2 風水雪害共済金 (契約の種類 1. 木造 2. 耐火造)

風災(台風、突風又は旋風等)、水災(暴雨風、洪水、豪雨又は長雨等)、雪災(積雪、雪崩又は降雹等)により、**建物又は動産にそれぞれ20万円以上の損害を受けた場合**

共済金の種類	請求書	添付書類
風水雪害共済金 ・臨時費用共済金 ・残存物取片付 費用共済金	火災等共済金及び 費用共済金請求書	① 火災共済契約承諾通知書(写) ② 罹災証明書 ③ 損害見積書 ④ 共済対象の被害写真(カラー)

3 風水雪害特約共済金 (契約の種類 3. 木造+風水雪害特約 4. 耐火造+風水雪害特約)

風災(台風、突風又は旋風等)、水災(暴雨風、洪水、豪雨又は長雨等)、雪災(積雪、雪崩又は降雹等)により、**建物又は動産にそれぞれ20万円以上の損害を受けた場合**、火災共済の風水雪害共済金と風水雪害特約共済金とを併せて支払います。

共済金の種類	請求書	添付書類
風水雪害特約共済金 ・臨時費用共済金 ・残存物取片付 費用共済金	火災等共済金及び 費用共済金請求書	① 火災共済契約承諾通知書(写) ② 罹災証明書 ③ 損害見積書 ④ 共済対象の被害写真(カラー)

【共済金等の提出書類注意事項】

火災共済契約 承諾通知書	写しを添付してください。 また、焼失した場合は、「火災共済契約申込書(支部控)」の写しを添付してください。
罹災証明書	必ず消防署又は市町村長等関係官署へ届出をし、罹災証明書の交付を受けてください。 なお、落雷事故等で罹災証明書の交付を受けられない場合は、支部長の証明書(「被災物件確認書」)をもって代えることができます。 車両飛び込みの場合は、自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書となります。
被災状況報告書	被災原因、被災箇所、事故発生から収束までの状況等を罫紙等に記入してください。
損害見積書	<p>1 全損の場合 火災による罹災証明書、写真及び新聞記事等によって、罹災の程度が全焼と認められる場合には、建物及び動産とも見積書の提出は省略できます。ただし、風水雪害による全損の場合は、見積書を提出してください。</p> <p>2 部分損の場合</p> <p>①建物の損害見積書 増改築を含まない被災前と同種同様に修復する場合の見積書を提出してください。</p> <p>②動産の損害見積書 修理代の見積書を提出してください。 なお、修理が不可能な場合は、被災前と同種同様の動産を購入する場合の見積書を提出してください。</p> <p>※1 修理が不可能な場合は、見積書内に「修理が不可能なため同程度のものに買い替える」旨の業者による見解の記載が必要です。</p> <p>※2 落雷事故の場合は、見積書内に「落雷が原因である」旨の業者による見解の記載が必要です。</p>
共済対象の 被害写真(カラー)	損害箇所に印をつけて提出してください。
新聞記事等 事故確認の 参考となる書類	掲載されなかった場合は省略できます。
被災した建物の 平面図及び 動産の配置図	出火、焼失、破損箇所、消火活動による水損箇所、破損した動産の配置を明示してください。
※その他	類焼、車両の飛び込み、上層階からの水漏れなど第三者の行為及び出火原因不明の火災等により生じた共済事故に対し、念書の提出をお願いすることがあります。

4 共済金の支払時期

共済金の支払いは、原則、共済金請求に必要なすべての書類が本会に到達した日から30日以内とします。ただし、詳しい事故の原因・発生状況、事故と損害・傷害との関係、保険契約の有効性等の確認のために、警察、検察などの公的機関または医療機関などに特別な照会または調査が必要なケースでは、30日を超過する場合があります。

5 時効

共済金請求の時効については、損害が発生した時の翌日から起算して3年間です。

6 見舞金（組合員が現に居住する物件についてのみお支払いの対象となります。）

見舞金の種類	請求書	添付書類
地震災害見舞金	地震災害見舞金請求書	① 火災共済契約承諾通知書(写) ② 罹災証明書 ③ 共済対象の被害写真(カラー) ④ 損害見積書
地震災害死亡弔慰金 地震災害入院見舞金 火災等傷害見舞金	地震・火災等傷害見舞金請求書	① ・死亡の場合は、死亡診断書又は死体検案書(写) ・入院の場合は、医師の診断書(写) ② 組合員と同居の親族の死亡又は入院の場合は、戸籍謄本及び世帯全員の住民票 ③ 火災共済契約承諾通知書(写)
交通災害給付金	交通災害給付金請求書 { 交通災害死亡弔慰金 } { 交通災害入院見舞金 }	① ・死亡の場合は、死亡診断書又は死体検案書(写) ・入院の場合は、医師の診断書(写) ② 火災共済契約承諾通知書(写) ③ 自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書(写)
死亡弔慰金	死亡弔慰金及び出資金払戻請求書	① 死亡診断書(写) ② 火災共済契約承諾通知書(写)

10 質権の設定

金融機関から融資を受け住宅を建築した場合、その債務担保として、火災共済金を請求する権利に質権の設定ができます。

11 出資金及び割戻金

1 出資金

火災共済のみ加入のときは、出資金として1口50円を拠出願います。
なお、自動車共済に加入している場合は、出資金の拠出は必要ありません。
また、脱退の場合には、出資金の全額を払い戻します。

2 割戻金

毎年度決算において火災共済事業の剰余金が生じた場合には、総代会の議決を経て法定準備金等を控除した剰余金を利用分量(契約口数)に応じて割戻し、これを出資金に振り替えております。

12 本会を脱退する場合の手続き(承継組員制度含む)

1 脱退する場合の手続き

組員が脱退する場合の手続きは、次のとおりです。

(1) 組員に次のような事由が生じた場合は、「脱退届・出資金払戻請求書」により脱退手続きを行ってください。

(積み立てられた出資金は、全額払い戻しされます。)

- ① 組員が退職した場合(法定脱退)
- ② 組員が死亡した場合(法定脱退)
- ③ 組員が本会共済事業を利用しなくなる場合(注:自由脱退)

注)自由脱退については、定款第10条の規定により事業年度末日の90日前までに予告しなければなりません。また、出資金の払戻時期は、当該事業年度の終わりに脱退することになりますので、当該事業年度末の3月31日になります。

(2) 上記②のうち、現職組員が災害死亡以外の事由(病気等)により死亡した場合は、「死亡弔慰金及び出資金払戻請求書」を、本部へ提出することとなります。

注)死亡弔慰金は、現職組員が、現に居住する物件を契約していた場合のみ対象となります。

2 承継組合員制度

組合員が死亡した場合、その配偶者が承継組合員として共済契約を引き続き利用できます。

(1) 承継組合員の資格

承継組合員となることができる者は、死亡により脱退に至った組合員と同一世帯で生計を一にする配偶者となります。(一代限りであり、当該配偶者が再婚されても、相手の方に承継資格は生じません。)

(2) 承継できる共済契約

組合員が死亡時に契約していた火災共済契約(扶養親族が所有する物件を含みます。)

ただし、現に契約中の建物及び建物内に収容している動産に替えて、新たな建物及び建物内に収容している動産を共済契約の対象にすることができます。

(3) 承継組合員の共済利用期間

承継組合員が共済事業を利用することができる共済契約の期間は、自由脱退又は、死亡脱退するまでの間となります。

(4) 承継組合員の申請期間

承継組合員となることができる申請期間は、組合員が死亡した翌日から組合員が締結していた共済契約期間の末日の3か月後までとなります。

(5) 出資金

死亡した組合員の出資金は、脱退手続きにより、後日、全額を払戻した後、新たに承継組合員としての申込みとなりますので、共済掛金と併せて初回出資金1口50円を拠出していただくこととなります。

13 留意事項

1 新規申込書の記入に当たっての主な留意事項

(1) 建物の延面積について

「母屋」に加えて「付属建物」がある場合の延面積は、次のとおり算出してください。

① 母屋

延面積はすべて小数点以下を切り上げます。

例 $224.8\text{m}^2 \div 225\text{m}^2$

② 付属建物(母屋と同一敷地内・敷地を異にする物置、倉庫等)

実面積の $\frac{1}{3}$ にし、小数点以下を切り上げます。

例 $47\text{m}^2 \times \frac{1}{3} = 15.7\text{m}^2 \div 16\text{m}^2$

③ 計(坪数)

① 225m^2 + ② 16m^2 = ③ 241m^2

$241\text{m}^2 \div 3.3 = 73.03\text{坪} \div 74\text{坪}$

(2) 建物の年数について

1年未満の端数は切り上げます。(ただし、新築1年未満については、1年と記入してください。)建物全体の8割以上を増改築したときは、その年からの年数とし、8割未満の場合は、最初に建てた年からの年数としてください。

例 10年と2ヶ月の場合は、**11年**と記入してください。

(3) 契約の種類について

契約の種類は次のとおりですが、風水雪害特約契約をする場合は、3「木造+風水雪害特約」及び4「耐火造+風水雪害特約」のいずれかに○印を付してください。

1 木造

2 耐火造

3 木造+風水雪害特約

4 耐火造+風水雪害特約

※ 1 耐火造建物の説明については、6頁の「※耐火造建物とは」を参照。

※ 2 風水雪害特約を契約する場合は、28頁の「風水雪害特約契約の申込みに当たっての留意事項」を参照。

(4) 初回出資金について

初めて加入する際には、初回出資金 1 口50円を拠出してください。

1 追加申込の場合は、出資金の払い込みの必要はありません。

2 複数物件を同時に契約する場合は、1物件のみに50円を拠出してください。

3 火災共済・自動車共済に両方加入される方は、どちらかに50円を拠出してください。

(5) 物件の所有者氏名について

物件の所有者が共有の場合は、代表者を1名決めて記入してください。

2 契約内容の変更にあたっての留意事項

(1) 火災共済契約内容に「変更」又は「印字漏れ」がある場合
 (「変更届」欄に必ず記入をお願いします。)

記入例

〈例1「契約者」欄の住所に「変更」又は「印字漏れ」があった場合〉
 「変更届」欄の「契約者住所」欄に「変更後」の住所を記入する。

該当する方に○印を付けてください。

満了通知 契約満了年月日：令和〇〇年3月31日

契約者 氏名 ニホン テヨコ 日本 千代子 生年月日 昭和39年8月1日
 〒100-5688 千代子千代子七番町一丁目三番一
 電話番号 090-XXXX-XXXX

物件の所在地(住居表示) 〒100-5688 千代子千代子七番町一丁目三番一

物件の所有者氏名(及び生年月日) 日本 千代子 ①明造 ②大正 ③昭和 ④平成 39年 8月 1日 契約者

建物の延面積 母屋 225㎡ 建築年数 11年 建物の用途 自家
 付属建物(実面積の十) 16㎡ 買棟の設定
 計 241㎡ (74坪) ①自付 ②借家 ③貸付 ④併用住宅

契約の種類 1 木造

区分	再取得価額	種別	契約金額	契約口数	共済掛金	1口当たりの掛金
建物	3,700	基本	3,700	74	22,200	300
		風水雪害特約				
動産	1,750	基本	1,750	35	10,500	300
		風水雪害特約				
計	5,450			109	32,700	

※建物の再取得価額：坪当たり建築費×建物の坪数

●下記契約での補償内容(全損の場合)

火災共済金	風水雪害共済金	風水雪害特約共済金
5,450万円	545万円	-
(契約金額)	(基本契約口数×50,000円)	(契約金額×1/2)

※記載されていない以外にも、費用共済金及び見舞金その他の給付金があつたりますので、詳しくは「火災共済のしおり」をご覧ください。

変更届 (満了通知に未記載箇所がありましたら、お手数ですが下記にご記入ください。)

契約者 氏名 (新築・新品目録) 日本 千代子 生年月日 昭和 平成 年 月 日
 〒100-5678 東京都千代子区1番町2-3-4
 電話番号 090-XXXX-XXXX

物件の所在地(住居表示) 〒100-5678 東京都千代子区1番町2-3-4

物件の所有者氏名(及び生年月日) 日本 千代子 ①明造 ②大正 ③昭和 ④平成 年 月 日 契約者

建物の延面積 母屋 225㎡ 建築年数 11年 建物の用途 自家
 付属建物(実面積の十) 16㎡ 買棟の設定
 計 241㎡ (74坪) ①自付 ②借家 ③貸付 ④併用住宅

契約の種類 1 木造

区分	再取得価額	種別	契約金額	契約口数	共済掛金	1口当たりの掛金
建物		基本				
		風水雪害特約				
動産		基本				
		風水雪害特約				
計						

▼下記の契約内容を変更する際は、お手数ですが必要な項目を全てご記入ください。

契約の種類	①木造	②耐火	③木造+風水雪害特約	④耐火+風水雪害特約
再取得価額	万円	万円	万円	万円
基本	万円	万円	万円	万円
風水雪害特約	万円	万円	万円	万円
計	万円	万円	万円	万円

物件所有者が共有の場合は、
 代表者を1名決めて記入する。

〈例2「建物の延面積」欄に「変更」又は
 「印字漏れ」があった場合〉

「変更届」欄の「建物の延面積」欄に該当
 数字を記入する。

「建物の延面積」欄

「母屋 ……225㎡」=「224.8㎡≒225㎡」

「付属建物…16㎡」=「47㎡× $\frac{1}{3}$ =15.7≒16㎡」
 (同一敷地内にある物置、倉庫等の実面積の $\frac{1}{3}$)

「計 ……241㎡」=「225㎡+16㎡=241㎡」
 (建物の延面積の小数点以下はすべて切り上げる。)

〈例3「建物の年数」欄に「変更」又は
 「印字漏れ」があった場合〉

「変更届」欄の「建物の年数」欄に年数を記入
 する。10年2ヶ月=「11年」(建築後の経過年数を
 記入し、1年未満の端数は切り上げてください。
 ただし、新築1年未満については、1年(1年目)と
 記入してください。)

(注) 動産のみの契約の場合、「建物の延面積」欄
 及び「建物の年数」欄の記入は要しません。

(2) 「木造」から「木造風水雪害特約」へ変更及び建物契約金額3,200万 (64口) 動産契約金額1,600万 (32口) を超える場合の記入例

契約の種類⑦「1 木造」を=線で抹消し「変更届欄」の契約の種類①③「木造+風水雪害特約」に○印を付ける。
次頁の「風水雪害特約契約の申込みに当たっての留意事項」を参照。

満了通知

契約満了年月日：令和〇〇年3月31日

氏名：ニホン チョコ
日本 千代子
生年月日：昭和39年8月1日

住所：〒100-5689 千代田区七番町1丁目3-1
電話番号：090-XXXX-XXXX

物件の所在地(住居表示)：〒100-5689 千代田区七番町1丁目3-1

物件の所有者氏名(及び生年月日)：日本 千代子 (1969年8月1日) 52才 所有区分：契約者

建物の延面積：母屋 225㎡ 建築年数 10年 建物の用途 自家
付属建物(実面積の半) 16㎡ 坪当たり建築費 50万円 買様の設定
計 241㎡ (74坪) 他の共済契約等

契約の種類：木造⑦

区分	再取得価額	種類	契約金額	契約口数	共済掛金	1口当たりの掛金
建物	3,700万円	基本 風水雪害特約	3,500万円	70口	21,000円	300円
動産	1,700万円	基本 風水雪害特約	1,700万円	34口	10,200円	300円
		計	5,200万円	104口	31,200円	150円

※建物の再取得価額：坪当たり建築費×建物の坪数

●上記契約での補償内容(全損の場合)

火災共済金	風水雪害共済金	風水雪害特約共済金
5,200万円 (契約金額)	520万円 (基本契約口数×30,000円)	風水雪害特約共済金 (契約金額×1/2)

※記載されていない以外に、費用共済金及び見舞金等の他給付金が必ずあるので、詳しくは「火災共済のしおり」をご覧ください。

変更届 (満了通知に未記載箇所がありましたら、お手数ですが下記にご記入ください。)

氏名：フクリヤ
生年月日：昭和39年8月1日 ③昭和 ④平成

住所：〒100-5689

電話番号：090-XXXX-XXXX

物件の所在地(住居表示)：〒100-5689 千代田区七番町1丁目3-1

物件の所有者氏名(及び生年月日)：日本 千代子 (1969年8月1日) 52才 所有区分：契約者

建物の延面積：母屋 225㎡ 建築年数 10年 建物の用途 自家
付属建物(実面積の半) 16㎡ 坪当たり建築費 50万円 買様の設定
計 241㎡ (74坪) 他の共済契約等 (有) (無)

▼下記の契約内容を変更する際は、お手数ですが以下の項目を全て記入ください。

契約の種類	① 木造	② 耐火造	③ 木造+風水雪害特約	④ 耐火造+風水雪害特約	共済掛金	1口当たりの掛金
建物	基本 3,700万円 風水雪害特約 3,200万円	74口	64口	A 22,200円 B 9,600円	300円	
動産	基本 1,750万円 風水雪害特約 1,600万円	35口	32口	C 10,500円 D 4,800円	150円	
	計	109口		47,100円		

契約金額、口数、共済掛金欄の記入について

(契約金額) (1口当たりの補償額) (契約口数)

- 建物基本 ……3,700万円 ÷ 50万円 = 74口
A 74口×300円 = 22,200円
- 建物風水雪害特約…3,200万円 ÷ 50万円 = 64口
B 64口×150円 = 9,600円
- 動産基本 ……1,750万円 ÷ 50万円 = 35口
C 35口×300円 = 10,500円
- 動産風水雪害特約…1,600万円 ÷ 50万円 = 32口
D 32口×150円 = 4,800円
- 物件の再取得価額を限度として、50万円単位で契約する金額を記入してください。
- 建物の風水雪害特約は3,200万円(64口)が上限
動産の風水雪害特約は1,600万円(32口)が上限

合計欄の記入について

- 契約金額
基本契約「白抜き部分」の契約金額の合計額「5,450万円」と記入してください。
- 契約口数
基本契約「白抜き部分」の契約口数の合計口数「109口」と記入してください。
- 共済掛金
基本契約「白抜き部分」及び風水雪害特約契約部分「網掛け部分」の共済掛金の合計額「47,100円」と記入してください。

(注) 基本契約で建物と動産の両方を契約している場合は、風水雪害特約契約も建物と動産の両方を契約してください。

3 風水雪害特約契約の申込みに当たっての留意事項

申込書記入に当たっての留意事項

※「火災共済契約内容」欄中、基本契約の内容は「白抜き部分」に、特約契約の内容は「網掛け部分」に記入してください。

① 基本契約の建物の契約口数が64口、動産の契約口数が32口を超える場合

特約契約口数は、建物64口、動産32口が限度となります。



区分	物件の再取得価額	種類	契約金額	契約口数	共済掛金
建物	4,000万円	基本	4,000万円	80口	24,000円
		風水雪害特約	3,200万円	64口	9,600円
動産	2,000万円	基本	2,000万円	40口	12,000円
		風水雪害特約	1,600万円	32口	4,800円
計			※1 6,000万円	※2 120口	※3 50,400円

※1「契約金額」の計欄は、基本契約「白抜き部分」の契約金額の合計額を記入してください。

※2「契約口数」の計欄は、基本契約「白抜き部分」の契約口数の合計口数を記入してください。

※3「共済掛金」の計欄は、基本契約「白抜き部分」及び特約契約「網掛け部分」の共済掛金の合計額を記入してください。

→ 風水雪害特約の建物の限度額は、3,200万円（64口）となります。

→ 風水雪害特約の動産の限度額は、1,600万円（32口）となります。

② 基本契約の建物の契約口数が64口、動産の契約口数が32口を超えない場合

特約契約口数は、基本契約と同口数となります。



区分	物件の再取得価額	種類	契約金額	契約口数	共済掛金
建物	3,000万円	基本	3,000万円	60口	18,000円
		風水雪害特約	3,000万円	60口	9,000円
動産	1,000万円	基本	1,000万円	20口	6,000円
		風水雪害特約	1,000万円	20口	3,000円
計			※1 4,000万円	※2 80口	※3 36,000円

※1「契約金額」の計欄は、基本契約「白抜き部分」の契約金額の合計額を記入してください。

※2「契約口数」の計欄は、基本契約「白抜き部分」の契約口数の合計口数を記入してください。

※3「共済掛金」の計欄は、基本契約「白抜き部分」及び特約契約「網掛け部分」の共済掛金の合計額を記入してください。

〈参考〉風水雪害特約共済掛金早見表(基本+風水雪害特約)

建物の契約口数が65口以上及び動産の契約口数が33口以上の場合の共済掛金額については、本早見表にて算出してください。

①建物：木造 + 風水雪害特約

(共済契約期間：1年間)

1口から64口までは、契約口数 × 450円

②動産：木造 + 風水雪害特約

(共済契約期間：1年間)

1口から32口までは、契約口数 × 450円

建物早見表

口数	掛金額 (年額円)	内訳	基本契約金額(万円)		基本掛金額(円)	
			風水雪害特約 契約金額(万円)	風水雪害 特約口数	風水雪害 特約掛金額(円)	風水雪害 特約掛金額(円)
65	29,100		3,250	65	19,500	
			3,200	64	9,600	
66	29,400		3,300	66	19,800	
			3,200	64	9,600	
67	29,700		3,350	67	20,100	
			3,200	64	9,600	
68	30,000		3,400	68	20,400	
			3,200	64	9,600	
69	30,300		3,450	69	20,700	
			3,200	64	9,600	
70	30,600		3,500	70	21,000	
			3,200	64	9,600	
71	30,900		3,550	71	21,300	
			3,200	64	9,600	
72	31,200		3,600	72	21,600	
			3,200	64	9,600	
73	31,500		3,650	73	21,900	
			3,200	64	9,600	
74	31,800		3,700	74	22,200	
			3,200	64	9,600	
75	32,100		3,750	75	22,500	
			3,200	64	9,600	
76	32,400		3,800	76	22,800	
			3,200	64	9,600	
77	32,700		3,850	77	23,100	
			3,200	64	9,600	
78	33,000		3,900	78	23,400	
			3,200	64	9,600	
79	33,300		3,950	79	23,700	
			3,200	64	9,600	
80	33,600		4,000	80	24,000	
			3,200	64	9,600	

動産早見表

口数	掛金額 (年額円)	内訳	基本契約金額(万円)		基本掛金額(円)	
			風水雪害特約 契約金額(万円)	風水雪害 特約口数	風水雪害 特約掛金額(円)	風水雪害 特約掛金額(円)
33	14,700		1,650	33	9,900	
			1,600	32	4,800	
34	15,000		1,700	34	10,200	
			1,600	32	4,800	
35	15,300		1,750	35	10,500	
			1,600	32	4,800	
36	15,600		1,800	36	10,800	
			1,600	32	4,800	
37	15,900		1,850	37	11,100	
			1,600	32	4,800	
38	16,200		1,900	38	11,400	
			1,600	32	4,800	
39	16,500		1,950	39	11,700	
			1,600	32	4,800	
40	16,800		2,000	40	12,000	
			1,600	32	4,800	

③建物：耐火造 + 風水雪害特約

(共済契約期間：1年間)

1口から64口までは、契約口数 × 350円

建物早見表

口数	掛金額 (年額円)	内訳	基本契約金額(万円)	基本口数	基本掛金額(円)
			風水雪害特約 契約金額(万円)	風水雪害 特約口数	風水雪害 特約掛金額(円)
65	22,600		3,250	65	13,000
			3,200	64	9,600
66	22,800		3,300	66	13,200
			3,200	64	9,600
67	23,000		3,350	67	13,400
			3,200	64	9,600
68	23,200		3,400	68	13,600
			3,200	64	9,600
69	23,400		3,450	69	13,800
			3,200	64	9,600
70	23,600		3,500	70	14,000
			3,200	64	9,600
71	23,800		3,550	71	14,200
			3,200	64	9,600
72	24,000		3,600	72	14,400
			3,200	64	9,600
73	24,200		3,650	73	14,600
			3,200	64	9,600
74	24,400		3,700	74	14,800
			3,200	64	9,600
75	24,600		3,750	75	15,000
			3,200	64	9,600
76	24,800		3,800	76	15,200
			3,200	64	9,600
77	25,000		3,850	77	15,400
			3,200	64	9,600
78	25,200		3,900	78	15,600
			3,200	64	9,600
79	25,400		3,950	79	15,800
			3,200	64	9,600
80	25,600		4,000	80	16,000
			3,200	64	9,600

④動産：耐火造 + 風水雪害特約

(共済契約期間：1年間)

1口から32口までは、契約口数 × 350円

動産早見表

口数	掛金額 (年額円)	内訳	基本契約金額(万円)	基本口数	基本掛金額(円)
			風水雪害特約 契約金額(万円)	風水雪害 特約口数	風水雪害 特約掛金額(円)
33	11,400		1,650	33	6,600
			1,600	32	4,800
34	11,600		1,700	34	6,800
			1,600	32	4,800
35	11,800		1,750	35	7,000
			1,600	32	4,800
36	12,000		1,800	36	7,200
			1,600	32	4,800
37	12,200		1,850	37	7,400
			1,600	32	4,800
38	12,400		1,900	38	7,600
			1,600	32	4,800
39	12,600		1,950	39	7,800
			1,600	32	4,800
40	12,800		2,000	40	8,000
			1,600	32	4,800

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)

「契約概要」及び「注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご確認・ご注意いただきたい事項を記載していますので、必ずご契約前にお読みいただいたうえでお申し込みください。

火災共済契約には、「共済事業規約」、「火災共済事業実施規則」、「地震災害見舞金支給規則」、「火災共済事業傷害等見舞金支給規則」が適用されます。

なお、ご契約に関する詳細については、本しおりの各項をご参照ください。

1 契約概要

(1) 共済商品の仕組みについて

共済契約者から共済掛金の支払いを受け、共済の対象につき、一定期間に生じた損害を共済事故とし、当該事故の発生によって生じた損害に対して火災共済金、風水雪害共済金及び風水雪害特約共済金、臨時費用共済金、残存物取片付費用共済金及び失火見舞費用共済金を支払います。

(2) 補償の内容について

① 火災共済金

共済金	支払対象	補償額
火災共済金	<ul style="list-style-type: none"> ・火災 ・落雷 ・破裂・爆発 ・航空機の墜落 ・車両の飛び込み ・上層階の他人の住居からの水漏れ 	$\text{損害額} \times \frac{\text{契約金額}}{\text{再取得価額} \times 0.8} = \text{算出額}$ <p>損害額、契約金額、算出額を比較し、いずれか少ない額(6,000万円限度) ※再取得価額の特約を満たさない場合は、経年減価により減額されます。</p>
風水雪害共済金	<ul style="list-style-type: none"> ・風災、水災、雪災 	建物又は動産にそれぞれ20万円以上の損害を受けたとき、損害の割合に応じて得た額(600万円限度)
臨時費用共済金	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の臨時費用 	共済金の15%相当額(300万円限度) 風水雪害の場合(90万円限度)
残存物取片付費用共済金	<ul style="list-style-type: none"> ・残存物取片付の費用 	残存物の取片付けに要した費用又は、共済金の5%のいずれか少ない額が限度(100万円限度) 風水雪害の場合(30万円限度)
失火見舞費用共済金	<ul style="list-style-type: none"> ・失火見舞の費用 	共済金の20%又は60万円のいずれか少ない額を限度(1世帯当たり20万円限度)
災害死亡共済金	<ul style="list-style-type: none"> ・災害死亡 	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員が死亡したとき 1口当たり75,000円(300万円限度) ・同居する2親等内の親族が死亡したとき 1口当たり7,500円(30万円限度)

② 風水雪害特約共済金

共済金	支払対象	補償額
風水雪害特約共済金	・風災、水災、雪災（風水雪害共済金と併せて支払います）	建物又は動産にそれぞれ20万円以上の損害を受けたとき $\text{損害額} \times \frac{\text{契約金額}}{\text{再取得価額} \times 0.8} = \text{算出額}$ 損害額、契約金額、算出額を比較し、いずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額
臨時費用共済金	・災害時の臨時費用	共済金の15%相当額 （火災共済契約の風水雪害共済金に係る臨時費用共済金と併せて300万円限度）
残存物取片付費用共済金	・残存物取片付の費用	残存物の取片付けに要した費用又は、共済金の5%のいずれか少ない額が限度 （火災共済契約の風水雪害共済金に係る残存物取片付費用共済金と併せて100万円限度）

(3) 共済期間について

共済契約の効力が生じた日から1年間とする。ただし、特別の事由がある場合は1年未満の短期の共済期間とすることができます。

(4) 引受条件について

組合員及び扶養親族（生計を一にする3親等内の親族をいう。）が所有する建物若しくは、組合員及び扶養親族が居住している建物内に収容されている動産。

① 共済金額

契約限度額は、建物の構造及び面積により異なりますので再取得価額7頁を参照してください。

② 共済の目的

自分の家にお住まいの方……………「建物」及び「動産」の契約ができます。
 住居を貸している方……………「建物」の契約ができます。
 住居を借りている方……………「動産」の契約ができます。
 併用住宅にお住まいの方……………「建物」及び「動産」の契約ができます。

(5) 共済掛金について

共済掛金は、建物の構造（木造・耐火造）により異なります。

(6) 共済掛金払込方法及び共済掛金払込期間

- ① 共済契約者は、この組合の事務所又はこの組合の指定する場所に共済掛金を払い込まなければならない。
- ② 共済掛金の払込方法は、年払いによるものとする。
- ③ 共済契約者は、加入時及び継続時の共済掛金を、共済契約の発効日又は更新日の前日までに払い込まなければならない。

(7) 割戻金について

毎年度決算において火災共済事業の剰余金が生じた場合には、総代会の議決を経て法定準備金等を控除した剰余金を利用分量(契約口数)に応じて割戻し、これを出資金に振り替えております。

2 注意喚起情報

(1) 告知義務等について

契約内容に以下の変更が生じた場合には、本会又は担当課(係)へ連絡してください。

- ① 共済契約の後に火災共済契約承諾通知書に記載された通知事項(主な通知事項:物件の所在地を変更するときや契約の種類(建物の構造)、建物の用途、延べ面積を変更するとき等)に変更が生じた場合
- ② 他の共済(保険)契約がある場合
同一の事故に対して補償が受けられる他の共済(保険)契約等がある場合であっても、本会の支払責任額を共済金として支払います。ただし、他の共済(保険)契約等から共済金又は保険金が支払われた場合には、本会共済契約で支払う共済金の額が異なる場合があります。
- ③ 契約物件を異動した場合
- ④ 契約物件を増改築した場合
- ⑤ 契約物件に災害が発生した場合

(2) 契約の成立と効力の発生について

共済契約は、申込の日に成立し、その日の属する月の翌月1日から効力が生じます。ただし、共済契約の成立から効力が生じる日までに共済事故が生じた場合は、成立したときに効力が生じたものとみなして共済契約上の責任を負います。

(3) 支払い事由に該当しない場合(免責事由)について

次の事由に該当する場合には、共済金をお支払いできません。

- ① 共済契約者の故意又は重大な過失によって生じた損害
- ② 共済契約者と同一の世帯に属する者の故意によって生じた損害
(その者が共済契約者に共済金を取得させる意思を有しなかったことを共済契約者が証明した場合を除く。)
- ③ 共済事故に際し共済の目的である物が紛失し、又は盗難にかかったことによって生じた損害
- ④ 原因が直接であると間接であるとを問わず、戦争その他の変乱によって生じた損害
- ⑤ 原因が直接であると間接であるとを問わず、地震又は噴火によって生じた損害
- ⑥ 発生原因のいかんを問わず、共済事故が④又は⑤の損害の原因によって延焼又は拡大して生じた損害
- ⑦ 共済契約の申込み、共済金の請求及び受領に際し、共済契約者が詐欺行為をしたとき。
- ⑧ 燃焼機器、暖房機器及び電気機器等の過熱によって生じた当該機器のみの損害
(風呂釜と浴槽のみの損害を含む。)

(4) 共済掛金の払込猶予期間及び共済契約の失効について

共済契約の継続の場合は、満了する共済契約の満了日の翌月末日まで払込みの猶予期間とします。

なお、猶予期間内に共済掛金の払込がされない場合は、共済契約の更新日の午前零時をもって共済契約が消滅します。

(5) 解約と共済掛金の払戻しについて

共済契約者は、いつでも、共済契約を解約することができます。また、転居等により共済契約期間の途中で解約される場合は、未経過共済契約期間の月数に所定の割合を乗じて得た金額を払い戻します。

(6) 共済金の支払時期について

共済金の支払いは、原則、共済金請求に必要なすべての書類が本会に到達した日から30日以内とします。ただし、詳しい事故の原因・発生状況、事故と損害・傷害との関係、保険契約の有効性等の確認のために、警察、検察などの公的機関または医療機関などに特別な照会または調査が必要なケースでは、30日を超過する場合があります。

(7) 時効について

共済金請求の時効については、損害が発生した時の翌日から起算して3年間です。

個人情報の取扱いについて

(個人情報の取得)

全国都市職員災害共済会(以下、「都市生協」という。)が取得した個人情報は、共済契約の締結、維持管理及び共済金等の支払いに必要な範囲とします。

(利用目的)

取得した個人情報は、これらの取得目的のほか、本人への共通関連情報の提供及び都市生協の共済事業の充実の目的に限って利用します。

「損害保険料控除証明書」について

損害保険料控除制度は廃止(平成18年12月31日)されているので、当該証明書は発行していません。

契約者の住所変更について

契約者住所に変更の事由が生じた場合、変更の手続きが必要となりますので、速やかに住所変更の届出をしてください。

Q&A よくある質問

皆様からよくいただく、質問をとりまとめております。
このほかの質問につきましては、ホームページの「よくある質問」を
ご覧ください。

1. 共済契約(申込・更新・変更)について

問 1 共済契約が成立し、補償が受けられるのはいつの時点なのか。

答 共済事業規約第 1 1 条第 5 項及び第 6 項に規定されておりますように、
共済契約は、支部において「火災共済契約申込書」と「共済掛金」を受領した
時点で成立し、発効は翌月 1 日となりますが、新規契約については、契約上に
瑕疵がない限り、申込書と掛金を受領したときから翌月 1 日までの間も
補償が受けられます。

問 2 引越しや住居表示の変更があった場合は、住所変更の手続きが
必要か。

答 必要です。住所変更の手続きがなされていない場合は、重要な書類が
お届けできず、共済金の支払いに支障を来す場合がありますので、速やか
に住所変更のお手続きをしてください。

移転改築等で物件が変更となる場合は、物件内容(所有者氏名、延面積、
建築年数等)を変更してください。また、物件の建て替えや、戸建てから
マンションへ引越し等により、建物の構造が木造から耐火造へ変更する
場合についても所要の手続きをしてください。

問 3 風水雪害特約を契約する場合の手続きはどうすればよいか。

答 「基本契約」に加えて「風水雪害特約契約」を契約する場合は、28頁から
30頁を参照し手続きしてください。

注) 風水雪害特約のみの契約はできません。必ず、基本契約に附帯
して締結することとなります。

問 4 建物の共済契約金額が再取得価額の 70%以上の加入であれば、
「再取得価額の特約」となるが、民間損保と併せて再取得価額の
70%以上の場合でも問題ないか。

答 再取得価額の特約扱いとなるのは、本会において建物の共済契約金額が
再取得価額の 70%以上の場合であり、他の民間損保の契約金額と合算す
る場合には該当しません。(住宅金融支援機構指定の火災保険を除く。)

問5 残高不足等で口座から共済掛金が引き落とされなかったときは、どうなるのか。(本会より、直接口座振替を行っている支部に所属する組合員に限る。)

答 振替不能理由に応じて次のように取扱います。

① 残高不足の場合

再度の振替を実施します。本会から「火災共済掛金振替口座に当たっての残高不足について」が契約者に送付されますので、同通知書に記載されている所定の期日までに、指定預金口座へ共済掛金を入金してください。

なお、再度の振替においても共済掛金の収納が行えなかった場合は、共済契約が無効となりますので、注意してください。

② 預金口座が存在しない場合、名義人相違となった場合

本会から「火災共済掛金の納付について(コンビニ収納用紙)」が契約者に送付されますので、それを使用し、コンビニやゆうちょ銀行から共済掛金を振り込んでください。

なお、収納期限までに共済掛金が支払われなかった場合は、共済契約が無効となりますので、注意してください。

2. 割戻金及び出資金の取扱いについて

問6 割戻金とは、どのようなものか。

答 毎年度決算において火災共済事業の剰余金が生じた場合には、総代会の議決を経て法定準備金等を控除した剰余金を利用分量(契約口数)に応じて割戻し、これを出資金に振り替えております。

なお、次に掲げる各事由が生じた場合は、「脱退届・出資金払戻請求書」により脱退手続きをとり、出資金払戻請求を行ってください。

① 契約者が退職・死亡した場合(法定脱退)

② 契約者が本会共済事業を利用しなくなる場合(注:自由脱退)

注:自由脱退については、本会定款第10条の規定により、事業年度末日の90日前までに予告し、当該事業年度の終わりに脱退することになります。

3. 承継組合員の共済契約について

問7 承継できる共済契約の範囲はどこまでか。また、新たな物件等を追加したり、変更することはできるのか。

答 現に契約中の建物及び建物内に収容している動産が対象となります。ただし、やむを得ない事情がある場合は、新たな物件等の追加や変更を行うことも可能です。

4. 共済金の支払いについて

問8 共済金の請求に当たっては、罹災証明書が必要となるのか。

答 書面審査となるので、被災した場合は、消防署長又は市町村長等が発行した罹災証明書が必要となります。

ただし、落雷事故等で交付が受けられない場合は、支部長の証明書(被災物件確認書…本会ホームページ参照)をもって罹災証明書に代えることができます。

問9 風水雪害共済金制度における3分の1未満(損害割合)は、どの程度をいうのか。

答 建物と動産に区分し、損害を受けた物件の価額(再取得価額)に対する損害額(ただし、20万円以上)の比率が3分の1未満となれば損害の割合は3分の1未満損となります。

*算出方法 損害額 ÷ 再取得価額 = 損害の割合(12頁参照)

〈例〉物件の再取得価額1,000万円 損害額300万円 損害割合30%
(3分の1未満損)

問10 台風や豪雨等による洪水や河川の氾濫等によって、家屋の中に土砂・石等が侵入した場合、その除去・清掃・処分に要する費用は、補償の対象か。

答 土砂流入等によって、壁・内装、襖・畳等が損傷し、その損害額が20万円以上の場合は、風水雪害(特約)共済金の対象とすることができ、清掃・処分に要する費用は残存物取片付費用共済金の対象となります。

ただし、泥だし、土砂や流木等の除去、片付け清掃、処分運搬に要する損害のみの場合は、対象外となります。

問11 局地的な暴風雨・竜巻により屋根瓦や樋、窓ガラスが破損したり、台風等の豪雨による雨漏りや床上浸水が原因で、電化製品が使用不能となった場合、共済金の支払い対象となるか。

答 建物及び動産の契約があり、損害額がそれぞれ20万円以上の場合は、風水雪害共済金の支払い対象となり、損害の割合(損害額 ÷ 再取得価額)に応じて支払われます。さらに風水雪害特約契約を締結している場合は、基本契約に加えて特約共済金(損害額の1/2が限度)も併せて支払われます。

なお、請求に当たっては、共済金請求書のほか、罹災証明書、損害見積書、被害写真の添付が必要です。(20頁参照)

問12 風水雪害共済金請求において、雨漏りによる水損のときにも写真が必要となっているが、雨が乾いた後の写真では確認が難しいと思うが、どのようにすればよいのか。

答 書面審査で損害を認定して給付の決定を行うため、写真は重要な証拠書類となりますので、添付してください。

なお、水損の箇所や程度の確認が難しい場合は、写真の損害箇所に印を付けて提出してください。

問13 積雪により屋根、樋、建物の外壁が破損した場合、共済金の支払対象となるか。また、カーポートが破損した場合も支払対象となるか。

答 建物の契約があり、損害額が20万円以上の場合は、風水雪害共済金の支払対象となり、損害の割合(損害額÷再取得価額)に応じて支払われます。さらに風水雪害特約契約を締結している場合は、基本契約に加えて特約共済金(損害額の1/2が限度)も併せて支払われます。

ただし、上屋根と鉄骨等の支柱からなるカーポート等簡易な構築物は、建物とは認められないので、支払いの対象外となります。

問14 落雷により自宅のテレビ、電話機、パソコン等が故障したが、修理代は対象となるのか。また、修理が不可能な場合は、買い換え費用は対象となるのか。

答 動産契約に加入している場合、火災共済金の支払対象となります。修理代の見積書を提出してください。また、部品供給終了等に伴い修理が不可能な場合は、被災前と同種同様の購入見積書を提出してください。

なお、いずれの場合にあっても、別途、「落雷により修理」又は「落雷により修理不可能」である旨の業者の意見書が必要です。

問15 車両の飛び込みにより、自宅外壁の一部が破損していた場合、支払い対象となるか。(相手が特定できない場合)

答 車両(積載物を含む。)の衝突若しくは接触により、共済の対象に生じた車両の飛び込みによる損害が支払対象となります。(ただし、門、塀、垣等は除く。)

なお、車両の飛び込みの場合は、自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書が必要となります。

(注)第三者の行為により生じた共済事故に対しては、念書の提出をお願いしております。

問16 業者に見積書を作成してもらった場合の作成費用や修理した場合の出張代金は、共済金に含まれるのか。

答 共済金(損害額)そのものからは差引いて算定されることとなるが、一律に適用される臨時費用共済金(共済金の15%)として支払われることとなります。

問17 重複契約の場合の共済金の支払いは、どうなるのか。

答 同一物件について、本会と他の共済・保険契約等の両者へ共済金(保険金)を請求していただくことになり、両者の協定損害額を超えないように、それぞれの支払責任額を按分して支払うこととなります。

また、他の共済・保険契約から、共済金(保険金)が支払われない場合、本会の支払責任額を共済金として支払います。

ただし、他の共済・保険契約が按分せず、支払限度額を支払った場合には、その支払限度額から他で支払われた金額を差し引いた差額を共済金として支払います。

5. 地震災害見舞金の支払いについて

問18 地震により被害を受けたが、建物又は動産の見舞金は、どの位支給されるのか。

答 見舞金は、組合員が現に居住する物件についてのみ対象となり、建物又は動産にそれぞれ20万円以上の損害を受けた場合、支給の対象となります。

損害の割合により、建物と動産に区別し、物件の再取得価額に対する損害額の割合で算出し、契約口数に1口当たりの支給額を乗じて得た額を支給します。(100万円限度)

また、令和4年度より1口当たりの支給額を改正することとしました。
(令和4年4月1日以降の地震による被災から適用) (16頁参照)

<参考>住宅金融支援機構が耐火造と認めるプレハブ住宅

(主要構造部がコンクリート造であるもの)

業者名	住宅の名称
青木建設	青木システムAW-F76
浅沼組	APS
安藤建設	安藤プレハブAD型低層集合住宅 安藤プレハブAD型共同住宅
イワコン (旧称:岩島コンクリート)	イワコンハウス イワコンハウス2型 イワコンハウス連続型
オー・エム・シー (旧称:岩沼セメント工業)	あおばハウスやすらぎ あおばハウスーやすらぎ あおばPS中層住宅 あおばハウスS あおばハウス2 やすらぎ
ウベハウス (旧称:宇部興産)	ウベハウスA ウベハウスC ウベハウスCL
大木建設	大木建設PC住宅
株木建設	K・H
関西ユニット	リョービ・ピルコン(旧称:関西ユニットピルコン)
熊谷組	KST
鴻池組	KSH-PC
国土建設	ピーコンG型 ピーコンS型 ピーコンS型NA ピーコンS型長屋 ピーコンSE型 ピーコンT型 ピーコンT型NA ピーコン
清水建設	清水建設中層共同住宅
三井住友建設 (旧称:住友建設)	住友プレハブ共同住宅
スミトーハウジング	スミトー型共同住宅
西武建設	SM SM-1
大栄住宅	大栄プレタメゾン 大栄プレタメゾン連続型 大栄プレタメゾン930 大栄プレタメゾン930連続型 大栄プレタメゾン930マルチシリーズ
大成建設	パルコンパルコン連続型 パルコン集合型 パルゼットパルゼット集合型 スイッチアクセル パルコンウィズ
大成ユーレック (旧称:大成プレハブ)	大成プレハブ共同住宅 タウン・アーバン
大末プレハブ	大末プレハブ71型 DFS-シリーズ
竹中工務店	竹中ICS-AA
デイゴ住宅	ピルコン
東海興業	東海興業プレハブ共同住宅 T・M
東急プレハブ	P・C-東急シリーズ(T・S)
東洋ハウス	ペロコンハウス ペロコンハウスAH型 ペロコンハウスN型
飛鳥建設	飛鳥建設THS
豊田コンクリート	トヨライトハウス2TB(トヨライトハウスTB)トヨライトハウス2SB
中川ヒューム管工業	中川式住宅2
中野組	カーサ(PC)
ナルックス (旧称:生川コンクリート)	ナルコンハウス磐石 ナルコンハウス ナルコンハウス2
日本カミユ建設	カミユ共同住宅
レスコハウス (旧称:日本プレス建築)	レスコハウスSA型レスコハウスT型レスコハウスTA型レスコハウスS型 新レスコ住宅 レスコ住宅2R 新レスコ住宅2R ウィズ ソジェ・ワイド ファレスコ
日本ハウス	NCハウス
日本プレハブ 間組	キャッスルホーム 日本プレハブCH パレスホーム HW-200 ハザマホームHS-36
フジタ工業	フジPC
富士ビー・エス・コンクリート 建研 (旧称:フドウ建研)	KCハウス KCハウス-連戸 KCハウス-富士 プレニーコーポ
三井プレコン	プレコンMD プレコンMDT プレコンハウスD プレコンハウス2 MD-3LDK-0842

- 共済事業規約
- 火災共済事業実施規則
- 承継組員承認基準規則
- 地震災害見舞金支給規則
- 火災共済事業傷害等見舞金支給規則

◎共済事業規約

第1章 総則

(通則)

第1条 この生活協同組合全国都市職員災害共済会(以下「組合」という。)は、この組合の定款に定めるところによるほか、この規約の定めるところにより、定款第68条第1号に規定する事業を実施するものとする。

(事業)

第2条 この組合が行う火災に関する共済事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 共済契約者から共済掛金の支払いを受け、共済の対象につき、一定期間内に生じた第30条に規定する損害を共済事故とし、当該事故の発生によって生じた損害(消防又は避難に必要な処分によって共済の対象に生じた損害を含む。)に対して共済金、臨時費用共済金、残存物取片付費用共済金及び失火見舞費用共済金を支払うことを約する火災共済事業
 - (2) 共済契約者から共済掛金の支払いを受け、一定期間内に生じた第47条に規定する共済事故の発生により、共済金を支払うことを約する火災共済附加事業
 - (3) 共済契約者から風水雪害特約共済掛金の支払いを受け、共済の対象につき、一定期間内に生じた第30条に規定する風災、水災又は雪災に対して、第32条第1項第2号に規定する共済金に加算して風水雪害特約共済金、臨時費用共済金及び残存物取片付費用共済金を支払うことを約する風水雪害特約共済事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる火災共済事業に附加して行うものとし、同項第3号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる火災共済事業に附帯して行うものとする。

(契約内容の提示)

第3条 この組合は共済契約を締結するときは、共済契約申込者に対し、次の共済契約の内容に係る重要な事項(契約概要及び注意喚起情報)

をあらかじめ正確に提示しなければならない。

- (1) 共済商品の仕組み
- (2) 補償の内容
- (3) 共済期間
- (4) 引受条件(共済金額等)
- (5) 共済掛金に関する事項
- (6) 共済掛金払込みに関する事項(共済掛金払込方法、共済掛金払込期間)
- (7) 契約者割戻しに関する事項(契約者割戻しの有無)
- (8) 共済掛金の払戻しの有無及びそれらに関する事項
- (9) 告知義務等の内容
- (10) 責任開始期
- (11) 支払事由に該当しない場合及び免責事由等の共済金等を支払わない場合のうち主なもの
- (12) 共済掛金の支払猶予期間、共済契約の失効、復活等
- (13) 解約と共済掛金の払戻しの有無
- (14) 特に法令等での注意喚起することとされている事項

(共済契約者の範囲)

第4条 共済契約者は、この組合の組員とする。

(被共済者の範囲)

第5条 この組合は、共済契約者を被共済者とする共済契約に限り締結するものとする。

(共済金の受取人)

第6条 共済金の受取人は、共済契約者とする。

2 前項の規定にかかわらず、共済契約者が死亡したときの共済金の受取人は、共済契約者の相続人とする。

なお、共済金の受取人の変更は遺言によってもできないものとする。

(共済期間)

第7条 共済期間は、共済契約の効力が生じた日から1年間とする。ただし、火災共済事業実施規則(以下「実施規則」という。)の定めるところにより、特別の事由がある場合は1年未満の短期の共済期間とすることができる。

第2章 火災共済事業

第1節 共済契約の範囲

(共済の対象の範囲)

第8条 共済契約は、金銭に見積ることができる物でなければ、その対象とすることができない。

2 共済の対象となる物は、次に掲げるものとする。

- (1) 共済契約者又はその扶養親族が所有する日本国内の建物
- (2) 共済契約者又はその扶養親族が居住する

日本国内の建物に収容している動産(共済契約者と同一世帯に属する者が所有するものを含む。)

- 3 次に掲げる物は共済の対象に含まれていないものとする。
 - (1) 建物に付属する門、塀、垣
 - (2) 通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる物
 - (3) 貴金属、宝石並びに美術品である書画、骨とう、彫刻物その他の物
 - (4) 稿本、設計図、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿その他これらに準ずる物
 - (5) 動物及び植物
 - (6) 自動車(総排気量 50cc を超える原動機付自転車を含む。)
 - (7) 商品及び生産設備(動力付農機具を含む。)
- 4 建物を共済の対象とする場合にあっては、畳、建具その他の建物の従物並びに電気設備、ガス設備、冷暖房設備その他これらに準ずる建物の付属設備は、共済の対象に含まれていないものとする。

(共済契約の締結の単位)

- 第9条 共済契約は、共済の対象である建物又は同一の建物内に収容されている共済の対象である動産ごとに締結するものとする。
- 2 同一の建物又は同一の建物内に収容されている動産についての共済契約者は、一人に限るものとする。

(共済契約の再取得価額の特約)

- 第10条 共済の対象である建物及び動産について、共済事故によって損害が生じた場合に、当該共済の対象と同一の規模、主要構造、質、用途、型及び能力のものを再取得するために要する額(以下「再取得価額」という。)を共済金として支払う旨の特約(以下「再取得価額の特約」という。)をすることができるものとする。
- 2 前項の再取得価額の特約は、共済の対象としようとする建物及び動産の時価が当該再取得価額の5割以上に相当する額であり、かつ、申込みをしようとする共済契約の共済金額が当該再取得価額の7割以上に相当する額である場合に限って締結するものとする。
 - 3 前項に規定するもののほか、この再取得価額の特約に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 共済契約の成立及び共済契約者の通知義務等

(共済契約の成立)

- 第11条 共済契約の申込みをしようとする者は、共済契約申込書に共済掛金に相当する金額を添え、これをこの組合に提出しなければならない。
- 2 この組合は、前項の申込みがあったときは、その日付で共済契約申込書に添えて提出のあった共済掛金に相当する金額(以下「預り

金」という。)の受領書を作成し、直ちにこれを同項の申込みをした者(以下「共済契約申込者」という。)に交付するものとする。

- 3 この組合は、第1項の申込みがあったときは、共済の対象となる物につきその構造、用途等を調査したうえで同項の共済契約申込書の内容を審査し、当該申込みを承諾するかどうかを決定し、その諾否を共済契約申込者に通知するものとする。
- 4 この組合は、共済契約の申込みを承諾したときは、第2項の預り金を共済掛金に充てるものとする。この場合には当該預り金を受領した日付をもって共済掛金の払込みがあったものとみなす。
- 5 前項の場合には、共済契約は、その申込みの日において成立したものとみなし、かつ、その日の属する月の翌月1日から効力を生ずるものとする。ただし、当該共済契約が共済期間の満了する共済契約を継続するものであるときは、継続する前の共済契約の共済期間の満了の日の翌日から効力を生ずるものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、この組合が第2項の預り金を受取ったときから共済契約の効力を生ずる日までの間に共済事故が発生した場合には、この組合が当該預り金を受取ったときに効力が生じたものとみなして契約上の責任を負うものとする。
- 7 この組合は、共済契約の申込みを承諾しないときは、遅滞なく、第2項の預り金を共済契約者に払戻すものとする。
- 8 この組合は、共済契約の申込みを承諾した日から30日以内に共済契約承諾通知書(以下「承諾通知書」という。)を共済契約者に交付するものとする。
- 9 共済契約者が、共済期間満了の日の30日前までに当該共済契約の共済契約口数及び共済金額を変更する旨通知しないときは、共済契約は継続するものとする。継続する共済契約の共済掛金が従前の共済掛金の額と異なることになる場合は、継続する共済契約の共済掛金の額によるものとする。
- 10 前項の共済契約の継続の場合は、継続を証する通知書を交付するものとする。
- 11 この組合は、共済契約の継続の場合に、第14条第3項に規定する猶予期間中に共済金の支払事由が発生し、共済金の請求を受けた場合において、未払込共済掛金があるときは、その額を差し引いて支払うものとする。
なお、猶予期間内に共済掛金の払込みがされない場合は、第14条第3項に定める共済契約の更新日の午前零時をもって共済契約が消滅するものとする。

(共済契約申込書の記載事項)

- 第12条 共済契約申込書の記載事項は次に掲げるとおりとする。
- (1) 共済契約者の氏名及び住所等
 - (2) 共済の対象の所有者の氏名

- (3) 共済期間
- (4) 共済金額
- (5) 共済の対象
- (6) 共済掛金額
- (7) 申込日
- (8) その他この組合が必要とする事項

(承諾通知書の記載事項及び交付)

第13条 この組合は共済契約者に対し、次の事項を記載した承諾通知書を交付しなければならない。

- (1) 組合名
 - (2) 共済契約者の氏名
 - (3) 共済の対象の所有者の氏名
 - (4) 共済の種類
 - (5) 共済期間
 - (6) 共済金額
 - (7) 共済の対象
 - (8) 共済掛金及びその払込方法
 - (9) 危険増加に関する通知義務
 - (10) 契約日
 - (11) 承諾通知書の作成日
- 2 前項の承諾通知書には、組合が記名押印する。

(共済掛金の払込み)

第14条 共済契約者は、この組合の事務所又はこの組合の指定する場所に共済掛金を払い込まなければならない。

- 2 共済掛金の払込方法は、年払いによるものとする。
- 3 共済契約者は、加入時及び継続時の共済掛金を、第11条(共済契約の成立)に規定する共済契約の発効日又は更新日の前日までに払い込まなければならない。ただし、共済契約の継続の場合は、満了する共済契約の満了日の翌月末日まで払込みの猶予期間を設けるものとする。

(告知義務)

第15条 共済契約者は、共済契約締結の当時、告知事項(告知事項とは、共済金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、共済契約申込書の記載事項とすることによって、この組合が告知を求めたものをいう。以下同じ。)について、この組合に事実を正確に告げなければならない。

- 2 この組合は、共済契約締結の当時、共済契約者が故意又は重大な過失によって告知事項について事実を告げなかったとき、又は不実のことを告げたときは、この共済契約を解除することができる。
- 3 前項の規定は、次の場合には適用しない。
 - (1) 前項の告げなかった事実又は告げた不実のことがなくなった場合
 - (2) この組合が共済契約締結の当時、その事実若しくは不実のことを知り、又は過失によってこれを知らなかった場合
 - (3) 共済契約者が、損害の発生前に告知事項

につき書面をもって更正を申し出て、この組合がこれを承認した場合

- 4 第2項の解除権は、次のいずれかに該当するときは消滅する。
 - (1) この組合が共済契約締結の後、その事実又は不実のことを知った時から、共済契約を解除しないで1か月を経過した場合
 - (2) 共済契約の締結の時から5年を経過した場合
- 5 第2項の解除は、将来に向かってのみその効力を生じるものとする。ただし、その解除が損害の発生した後になされた場合でも、この組合は、共済金を支払わない。すでに共済金を支払っていたときは、その返還を請求できるものとする。
- 6 前項の規定は、第2項に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害について適用しないものとする。

(共済契約者の通知義務等)

第16条 共済契約の成立後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、共済契約者は、遅滞なく、書面によりその旨をこの組合に通知し、承諾通知書に承認の裏書を請求しなければならない。ただし、第1号の場合において、その構造の変更又はその改築若しくは修繕が軽微であるとき、第7号の場合において、その損害が軽微であるとき又は当該事実がなくなったときは、この限りでない。

- (1) 共済の対象である建物の用途若しくは構造を変更し、又は当該建物を改築し、増築し、若しくは修繕すること。
 - (2) 前号のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生したこと。
 - (3) 共済の対象につき、共済事故を事故とする法律に基づく他の共済契約等(他の共済契約等とは、この共済契約と同一の共済の対象については締結された火災等による損害、風水雪災害による損害、臨時費用、残存物取片付費用、失火見舞費用に対して共済金又は保険金を支払うべき他の共済契約又は保険契約をいう。以下同じ。)を締結すること。
 - (4) 共済の対象である建物を引き続き30日以上空家若しくは無人とすること。
 - (5) 共済の対象を他の場所に移転すること。ただし、共済事故を避けるために、5日間の範囲内で移転する場合はこの限りでない。
 - (6) 共済の対象である建物を解体し、又は譲渡すること。
 - (7) 共済の対象につき共済事故以外の原因によって損害を生じたとき。
 - (8) 前各号のほか、共済の対象につき共済事故の発生するおそれが著しく増大すること。
- 2 共済契約者は、この組合が前項の発生に関する調査のため行う共済の対象の検査を正当な理由がないのに拒み、又は妨げてはならない。
- 3 この組合は、第1項の事実の発生により、

危険増加が生じた場合において、共済契約者が、故意又は重大な過失によって第1項の事実の発生を遅滞なく通知しなかったときには、共済契約を解除することができる。

- 4 前項に規定する解除権は、この組合が解除の原因となる事実を知った日以降1か月を経過した場合又は第1項の事実が発生した日以降5年を経過した場合には消滅する。
- 5 第3項の規定にかかわらず、第1項の事実の発生によって危険増加が生じ、この共済契約の引受範囲を超えることとなった場合には、この組合は、共済契約を解除することができる。ただし、この解除権は、この組合が解除の原因を知ったときから1か月間行わなかったときは、消滅する。
- 6 第3項又は前項の解除は、将来に向かってのみその効力を生じるものとする。ただし、第3項又は前項による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第1項の事実が発生した時から解除がなされた時までには発生した損害については、共済金は支払わない。すでに共済金を支払っていたときは、その返還を請求できるものとする。
- 7 第3項による解除の場合は、前項の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかずには発生した事故による損害については適用しないものとする。

(共済金額の変更)

第17条 共済契約の成立後、共済金額を変更するときは、書面によりその旨をこの組合に通知し、共済掛金を払戻し、又は追加共済掛金を支払うものとする。

第3節 共済契約の無効、取消し、解除及び消滅

(共済契約の無効)

- 第18条 共済契約は、次の場合には無効とする。
- (1) 共済契約者が、共済金を不法に取得する目的又は第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約を締結したとき。
 - (2) 共済契約者が他人のために共済契約を締結したとき。
 - (3) この組合若しくは共済契約者又は被共済者が共済契約の締結の当時共済の対象となる物がすでに共済事故にかかっていたこと又は共済の対象となる物につき共済事故の原因が発生していたことを知っていたとき。
 - (4) 共済契約者が第4条に定める範囲外であったとき。
- 2 共済金額が第31条第3項に規定する最高限度を超過したときは、その超過した部分については、共済契約は無効とする。

(共済契約の取消し)

第19条 共済契約者の詐欺又は強迫によってこの組合が共済契約を締結した場合には、この

組合は共済契約を取り消すことができる。

(共済契約の解除)

- 第20条 共済契約者は、いつでも、共済契約を解除することができる。
- 2 前項の解除は、将来に向かってのみその効力を生じる。

(重大事由による解除)

- 第21条 この組合は、次のいずれかに該当する場合には、共済契約を解除することができる。
- (1) 共済契約者又は共済金を受け取るべき者が、この組合に当該共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとした場合
 - (2) 共済契約者又は共済金を受け取るべき者が、当該共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、又は行おうとした場合
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者が前2号の事由がある場合と同程度にこの組合のこれらの者に対する信頼を損ない、共済契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合
- 2 前項の解除は、将来に向かってのみその効力を生じるものとする。ただし、その解除が損害の発生した後になされた場合であっても、前項の事由が発生した時から解除がなされた時までには発生した損害については、共済金は支払わない。すでに共済金を支払っていたときは、その返還を請求できるものとする。

(承認事項にかかる共済掛金の払戻し又は追加共済掛金の請求)

- 第22条 この組合は、第16条第1項の承認をする場合には、共済掛金を払戻し、又は追加共済掛金を請求できる。
- 2 前項の規定により、この組合が共済掛金を払戻す場合は、第16条第1項に規定する事実が発生した日の属する月の翌月から起算した未経過共済期間の月数に共済掛金の額の12分の1を乗じて得た金額を払戻すものとする。
 - 3 第1項の規定により、この組合が追加共済掛金を請求する場合は、前項により共済掛金を払戻し、第16条第1項に規定する事実が発生した日の属する月の翌月1日を始期とし変更前の契約の満了日を終期とする第7条に規定する短期の共済期間を適用した場合の共済掛金を請求するものとする。
 - 4 共済契約者は、前項の追加共済掛金を第16条第1項に規定する事実が発生した日の属する月の末日までに払い込まなければならない。ただし、この組合は、この追加共済掛金の払込みについては、変更後の契約の共済期間が始まる月の末日まで、猶予期間を設けるものとする。
 - 5 この組合は、前項に規定する猶予期間中に共済金の支払事由が発生し、共済金の請求を

受けた場合において、共済契約者が第4項の追加共済掛金の支払いを怠っているときは、その額を差し引いて支払うものとする。

なお、猶予期間内に共済掛金の払込みがされない場合は、第3項に定める、第16条第1項に規定する事実が発生した日の属する月の翌月1日の午前零時をもって共済契約は消滅するものとする。

(共済契約無効の場合の共済掛金の払戻し)

第23条 第18条第1項第1号の規定により共済契約が無効となる場合には、この組合は、共済掛金を払戻さない。

- 2 第18条第1項第2号から第4号までの規定により共済契約が無効となる場合には、この組合は、共済掛金の全部を払戻すものとする。
- 3 第18条第2項の規定により最高限度を超過したときには、この組合はその超過した部分の共済掛金の全部を払戻すものとする。

(共済契約取消しの場合の共済掛金の払戻し)

第24条 第19条の規定により、この組合が共済契約を取り消した場合には、この組合は、共済掛金を払戻さない。

(共済契約解除の場合の共済掛金の払戻し)

第25条 第20条第1項により、共済契約者が共済契約を解除した場合には、この組合は、共済契約の解除の日の属する月の翌月から起算した未経過共済期間の月数に共済掛金の額の12分の1を乗じて得た金額を共済契約者に払戻すものとする。

- 2 第15条第2項、第16条第3項及び第5項、及び第21条第1項により、この組合が共済契約を解除した場合には、この組合は、共済契約の解除の日の属する月の翌月から起算した未経過共済期間の月数に共済掛金の額の12分の1を乗じて得た金額を共済契約者に払戻すものとする。
- 3 この組合は、共済契約者が、この組合とすでに締結している共済契約の共済の対象につき、その共済金額を超える金額を共済金額とする共済契約を新たにこの組合と締結し、これとともに、すでにその締結している共済契約を解除したときは、共済契約の解除の日の属する月の翌月から起算した未経過共済期間の月数に共済掛金の額の12分の1を乗じて得た金額を共済契約者に払戻すものとする。

(共済契約の消滅)

第26条 共済契約の成立後、次の事実が発生した場合には、共済契約は、当該事実が発生した日において消滅する。この場合において、これらの事実の発生が法令又は法令に基づく処分によるものであるときは、共済契約者は遅滞なく、書面によりその旨をこの組合に通知しなければならない。

- (1) 共済の対象が共済事故以外の原因によっ

て滅失したこと。

- (2) 共済の対象が第39条第1項の事故によって滅失したこと。
- (3) 共済の対象が解体されたこと。
- (4) 共済の対象が譲渡されたこと。

- 2 この組合は、前項に掲げる事実が発生したため、共済契約が消滅した場合には、その消滅の日の属する月の翌月から起算した未経過共済期間の月数に共済掛金の額の12分の1を乗じて得た金額を共済契約者に払戻すものとする。

(共済掛金の払戻方法)

第27条 第22条第2項、第23条第2項及び第3項、第25条、及び前条第2項の規定による共済掛金の払戻金は、承諾通知書又はこれに代わるべき書類と引換えに、この組合の事務所又はこの組合の指定する場所で支払うものとする。

第4節 事故発生時の義務

(事故発生時の義務及び損害防止費用)

第28条 共済契約者は、この組合が共済金を支払うべき損害又はその原因となるべき事故が発生したことを知ったときは、次のことを履行しなければならない。

- (1) 損害の発生及び拡大の防止に努め、又はその他の者をしてこれに努めさせること。
 - (2) この組合が共済金を支払うべき損害又はその原因となるべき事故の発生を遅滞なく通知すること。
 - (3) 他の共済契約等の有無及び内容について遅滞なく通知すること。(既に他の共済契約等から共済金又は保険金の支払いを受けた場合には、その事実を含む。)
 - (4) 前各号のほか、この組合が特に必要とする書類又は証拠となるものが求めた場合には、遅滞なくこれを提出し、又この組合が行う損害の調査に協力すること。
- 2 第1項第1号において、共済契約者が、第30条第1号、第2号又は第3号の損害の発生及び拡大の防止のために必要又は有益な費用を支出したときにおいて、第39条又は第40条に掲げる損害又は事由に該当しないときは、この組合は、次に掲げる費用に限り、これを負担することとする。
 - (1) 消火活動のために費消した消火剤等の再取得費用
 - (2) 消火活動に使用したことにより損傷した物(消火活動に従事した者の着用物を含む。)の修理費用又は再取得費用
 - (3) 消火活動のために緊急に投入された人員又は器材にかかわる費用(人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用又は謝礼に属するものを除く。)

(事故発生時の義務違反)

- 第29条 共済契約者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、この組合は、次の金額を差し引いて共済金を支払うこととする。
- (1) 前条第1項第1号に違反した場合は、発生又は拡大を防止することができたと認められる損害の額
 - (2) 前条第1項第2号から第4号までの規定に違反した場合は、それによってこの組合が被った損害の額
- 2 共済契約者が、正当な理由がなく前条第1項第4号の書類に事実と異なる記載をし、又はその書類若しくは証拠を偽造し若しくは変造した場合には、この組合は、それによってこの組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払うこととする。

第5節 共済金及び共済金の支払

(共済金の支払事故)

- 第30条 第2条第1項第1号に規定する共済事故とは、次の各号に掲げる損害とする。
- (1) 火災による損害(消防又は避難に必要な処分を含む。以下同じ。)
 - (2) 落雷による損害
 - (3) 破裂又は爆発による損害
 - (4) 航空機の墜落若しくは接触又は航空機からの物体の落下による損害
 - (5) 車両の飛び込みによる損害
 - (6) 同一の建物の上層階に居住する他人の住居のいっ水により生じた水漏れによる損害
 - (7) 台風、突風又は旋風等による損害(以下「風災」という。)
 - (8) 暴風雨、洪水、豪雨又は長雨等による損害(以下「水災」という。)
 - (9) 積雪、雪崩又は降雹等による損害(以下「雪災」という。)
 - (10) 前各号の損害によって生じた見舞金等の費用の支出

(共済金及び共済掛金)

- 第31条 共済契約1口についての共済金額は50万円とする。
- 2 共済契約1口についての共済掛金額は、木造は年額290円、耐火造は年額190円とし、その算定は別紙第1火災共済事業掛金算出方法書及び別紙第2耐火造物件の共済契約に係る共済掛金額算出方法書に定める方法によるものとする。
- 3 同一の建物又は同一の建物内に收容されている動産についての共済契約の共済契約口数の最高限度及び共済金額の最高限度は、次のとおりとする。ただし、共済契約の対象である建物又は動産の共済契約の当時における時価(第10条に掲げる共済契約の再取得価額の特約にあっては、同条に規定する再取得価額とする。以下同じ。)が共済金額の最高限度未満の場合にあっては、その時価に相当す

- る額とする。
- | | | |
|--------|-----|---------|
| (1) 建物 | 80口 | 4,000万円 |
| (2) 動産 | 40口 | 2,000万円 |

(共済金の種類)

- 第32条 この組合が支払う共済金の種類は、次の各号のとおりとする。
- (1) 火災共済金
 - (2) 風水雪害共済金
- 2 この組合が支払う費用共済金の種類は、次の各号のとおりとする。
- (1) 臨時費用共済金
 - (2) 残存物取片付費用共済金
 - (3) 失火見舞費用共済金

(特約共済金の種類)

- 第33条 この組合が支払う特約共済金の種類は、第52条に規定する風水雪害特約共済金とする。

(共済金)

- 第34条 共済の対象につき、第30条第1号から第6号に規定する共済事故によって損害が生じた場合にこの組合が支払う第32条第1項第1号の共済金の額は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 共済金額が、実施規則に基づいて算定する共済の対象の価額の80パーセントに相当する額以上のときは、共済金額を限度として、損害の額を支払う。
 - (2) 共済金額が、実施規則に基づいて算定する共済の対象の価額の80パーセントに相当する額より少ないときは、共済金額を限度として、次の算式によって算出した額を支払う。

$$\text{損害額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済の目的の価額の80\%相当額}} = \text{支払共済金の額}$$

- 2 共済の対象につき、第30条に規定する風災、水災又は雪災が生じた場合にこの組合が支払う第32条第1項第2号の共済金の額は、下表の損害の割合に応じて得た額とする。ただし、当該建物又は動産に生じた損害の額がそれぞれ20万円未満である場合は、共済金を支払わない。

損害の割合	共済契約1口当たりの支払額
全部	50,000円
ㄱ以上	25,000円
ㄴ以上	15,000円
ㄷ未満	3,000円

- 3 前項の規定により算出した額が損害の額を超えるときは、損害の額を共済金の額とし、建物及び動産の共済金の合計額の最高限度は、600万円を限度とする。ただし、建物の限度額は400万円、動産の限度額は200万円とする。
- 4 第2項に規定する損害の割合は、共済の対象の価額に対する損害の額の割合をもって算定するものとし、建物又は動産のそれぞれに

つき、別個に算定するものとする。

- 5 第1項及び第2項の損害の額及び共済の対象の価額は、その損害が生じた場所における時価によるものとする。
- 6 第1項から第3項及び第5項の規定により共済金の額を計算するに当たって、百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。

(費用共済金)

第35条 この組合は、共済の対象の共済事故の発生に付随する共済契約者の損害について前条の共済金とは別に、次の各号に定める第32条第2項の費用共済金を支払うものとする。

(1) 臨時費用共済金

前条の共済金が支払われる場合で、共済事故によって共済の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用

(2) 残存物取片付費用共済金

前条の共済金が支払われる場合で、共済事故によって生じた共済の対象の残存物の取片付けに要した費用

(3) 失火見舞費用共済金

前条の共済金が支払われる場合で、共済の対象又は共済の対象を収容する建物から発生した火災、破裂又は爆発によって、第三者の所有物に損害を生じ、それに対し共済契約者が見舞金等を支払ったときの費用

2 前項第1号の臨時費用共済金の額は、前条の共済金の額の15パーセントに相当する額とする。ただし、1回の共済事故につき300万円を限度とする。

3 第1項第2号の残存物取片付費用共済金の額は、共済契約者が現に残存物取片付けに要した費用とする。ただし、1回の共済事故につき前条の共済金の額の5パーセントに相当する額又は100万円のいずれか少ない額を限度とする。

4 第1項第3号の失火見舞費用共済金の額は、共済契約者が現に失火見舞金等として第三者に支払った費用(第三者一世帯当たり20万円を限度とする。)とする。ただし、1回の共済事故につき前条の共済金の20パーセントに相当する額又は60万円のいずれか少ない額を限度とする。

5 前3項の規定により費用共済金の額を計算するに当たっては、前条第6項の規定を準用する。

(他の共済契約等がある場合の共済金の支払額)

第36条 他の共済契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(他の共済契約等がないものとして算出した支払うべき共済金又は保険金の額をいう。)の合計額が、共済金の種類ごとに別表の支払限度額を超えるときは、この組合は、次に掲げる額を共済金として支払うものとする。

- (1) 他の共済契約等から共済金又は保険金が

支払われていない場合は、この共済契約の支払責任額

- (2) 他の共済契約等から共済金又は保険金が支払われた場合は、支払限度額から、他の共済契約等から支払われた共済金又は保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この共済契約の支払責任額を限度とする。

(共済金の支払請求)

第37条 この組合に対する共済金の支払いを請求する権利は、第30条に規定する損害が発生した時から発生し、これを行使できることとする。

2 共済契約者は、共済金の支払いを請求しようとするときは、遅滞なく、書面によりその旨をこの組合に通知し、かつ、共済金支払請求書に承諾通知書及び次に掲げる書類を添え、遅滞なく、この組合に提出しなければならない。

(1) 関係官公署の罹災証明書

(2) 被災状況報告書及び損害見積書

(3) その他特にこの組合の要求する書類

3 前項の共済金支払請求書の添付書類は、正当な理由があるときは、その提出を省略することができる。

(共済金の支払時期及び場所)

第38条 この組合は、前条第2項の書類がこの組合に到達した日から30日以内にこの組合の事務所又はこの組合の指定する場所において、共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、共済金を支払うこととする。

(1) 共済金の支払事由発生の有無

事故の原因、事故発生時の状況、損害発生の有無及び被共済者に該当する事実

(2) 共済金が支払われない事由の有無

共済金が支払われない事由としてこの共済契約において規定する事由に該当する事実の有無

(3) 共済金を算出するための事実

損害の額及び事故と損害との関係

(4) 共済契約の効力の有無

この共済契約において規定する解除、無効又は取消しの事由に該当する事実の有無

(5) 第1号から第4号までのほか、この組合が支払うべき共済金の額を確定させるための事実

他の共済等の有無及び内容、損害について被共済者が有する損害賠償請求権その他の債権及び既に取得したものの有無及び内容等

2 前項に規定する事項の確認をするため、次に掲げる特別な照会又は調査が不可欠な場合には、前項の規定にかかわらず、この組合は、前条第2項の書類がこの組合に到達した日の翌日以後、次のいずれかの日数が経過する日までに、共済金を支払うこととする。この場合において、この組合は、確認が必要な事項

及びその確認を終えるべき時期を共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者に通知することとする。

- (1) 前項第1号から第5号までの事項を確認するための、弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
- (2) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会 180日
- (3) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- (4) 災害救助法が適用された災害の被災地域における、前項第1号から第5号までの事項の確認のための調査 60日
- (5) 前項第1号から第5号までの事項の確認を日本国内で行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(共済金を支払わない損害)

第39条 この組合は、共済の対象につき共済事故によって損害が生じた場合であっても、その損害が次のいずれかに該当するときは、共済金を支払わない。

- (1) 共済契約者の故意又は重大な過失によって生じた損害
- (2) 共済契約者と同一世帯に属する者の故意によって生じた損害(その者が共済契約者に共済金を取得させる意思を有しなかったことを共済契約者が証明した場合を除く。)
- (3) 共済事故に際し、共済の目的である物が紛失し、又は盗難にかかったことによって生じた損害
- (4) 原因が直接であると間接であるとを問わず、戦争その他の変乱によって生じた損害
- (5) 原因が直接であると間接であるとを問わず、地震又は噴火によって生じた損害
- (6) 発生原因のいかんを問わず、共済事故が第4号又は第5号の損害の原因によって延焼又は拡大して生じた損害

(共済金の支払義務を免れる場合)

第40条 この組合は、共済契約者が第37条第2項の書類に故意に不実の事を表示し、又は当該書類若しくはその損害に係る証拠を偽造し、若しくは変造した場合には共済金を支払う義務を免れる。

(被害物の検査等)

第41条 この組合は、共済の対象について共済事故によって損害が生じた場合において、その損害の額及び共済の対象の価額を決定するため必要があるときは、当該共済の対象を検査し、若しくは一時他に移転して必要な事項を調査することができる。

- 2 前項の必要な事項の確認に際し、共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者が

正当な理由なくこの確認を妨げ、又はこれに応じなかった場合には、これにより確認が遅延した期間については、第38条に定める日数に算入しないものとする。

(第三者の行為による損害)

第42条 共済の対象につき共済事故によって生じた損害が第三者の行為によるものである場合において、共済契約者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、この組合は、その価額の限度で共済金を支払う義務を免れる。

(代位)

第43条 この組合は、共済の対象につき第三者の行為によって生じた共済事故に対し共済金を支払ったときは、その支払った共済金を限度として、共済契約者が当該第三者に対して有する権利を代位取得するものとする。

- 2 共済契約者は、前項の規定によりこの組合が取得した権利の保全及び行使のために、この組合が必要とする証拠及び書類の提供その他に協力しなければならない。

(共済金支払後の共済契約)

第44条 共済金の支払額が1回の事故につき共済金額の80パーセントに相当する額を超えたときは、共済契約は、その共済金支払の原因となった共済事故の発生した時に終了する。

- 2 前項の場合を除き、この組合が共済金を支払った場合においても、共済契約の共済金額は、減額しないものとする。

第3章 火災共済附加事業

第1節 共済契約

(共済契約の申込み及び成立)

第45条 火災共済契約の申込みをしようとする者は、当該火災共済契約に併せて火災共済附加契約の申込みをしようとする者とみなす。

- 2 火災共済附加契約の申込みについては、第11条の規定を準用する。
- 3 火災共済附加契約者の通知義務等については、第16条の規定を準用する。

(共済契約の無効、解除及び消滅)

第46条 火災共済契約の全部又は一部が無効であるときは、当該火災共済契約に併せて締結された火災共済附加契約は当該火災共済契約の無効の部分に対応し、その全部又は一部を無効とする。

- 2 火災共済契約が解除され又は消滅したときは、当該火災共済契約に併せて締結された火災共済附加契約は、当該火災共済契約が解除され又は消滅したときに解除され又は消滅したものとみなす。
- 3 前2項の場合において、火災共済契約に係

る共済掛金の全部又は一部が共済契約者に払戻されるものであるときは、当該火災共済契約に併せて締結された火災共済附加契約に係る共済掛金の額に、火災共済に係る共済掛金の額のうち払戻される額の当該共済掛金の額に対する割合を乗じて得た金額を共済契約者に払戻すものとする。

- 4 前項の規定による払戻金については、第25条の規定を準用する。

第2節 共済金の支払

(共済金の支払事故)

第47条 第2条第1項第2号に規定する共済事故とは、共済契約者が現に居住し、かつ、共済契約を締結している建物又はその建物内に収容されている動産に生じた第30条第1号から第9号に規定する共済事故に直接起因して死亡したときとする。

(共済掛金)

第48条 共済契約1口についての共済掛金額は、年額10円とし、その算定は別紙第3火災共済附加事業掛金額算出方法書に定める方法によるものとする。

(災害死亡共済金)

第49条 この組合が支払う災害死亡共済金の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 共済契約者が、第47条の共済事故に直接起因して死亡したときに、その者の相続人に災害死亡共済金として、共済契約1口当たり75,000円を支払う。ただし、共済契約者1人についての共済金額の最高限度は300万円とする。
- (2) 前号に規定する場合において、共済契約者と同居する2親等以内の親族については、共済契約1口当たり7,500円を支払う。ただし、共済契約者1人についての共済金額の最高限度は30万円とする。

(共済金の額)

第50条 災害死亡共済金の額は、共済契約者が、現に居住する建物又はその建物内に収容されている動産に係る共済契約口数に応じ、前条に定める金額とする。

(共済金の支払請求)

第51条 この組合に対する共済金の支払いを請求する権利は、第47条に規定する損害が発生した時から発生し、これを行使できるものとする。

- 2 共済契約者又は相続人は、共済金の支払いを請求しようとするときは、遅滞なく、災害死亡共済金請求書に次に掲げる書類を添えて、この組合に提出するものとする。
- (1) 災害死亡を証明する死亡診断書又はその写し。

(2) 組合員と同居の親族の災害死亡であるときは、戸籍謄本及び世帯全員の住民票

(3) 共済契約承諾通知書(写)

(4) その他特にこの組合が必要とする書類

- 3 前項に規定する添付書類については、地方公務員等共済組合又は職員厚生会等に請求する際の添付書類の写しをもって、これに代えることができる。
- 4 組合員の死亡に伴う出資金の払戻し請求は、第1項に定める災害死亡共済金請求書をもって、これを兼ねるものとする。

第4章 風水雪害特約共済事業

第1節 共済契約

(共済契約)

第52条 この規約において、風水雪害特約共済契約(以下この章において「特約共済契約」という。)とは、共済の対象である建物又は動産について、第30条に規定する風災、水災又は雪災が生じた場合に、風水雪害特約共済金(以下「特約共済金」という。)を支払う共済契約をいう。

- 2 前項の特約共済契約を申込み場合は、火災共済契約及び火災共済附加契約に附帯して締結するものとし、特約共済契約のみの共済契約はできないものとする。
- 3 特約共済契約口数は、火災共済契約及び火災共済附加契約口数と同口数とする。
- 4 特約共済契約の申込みについては、第11条の規定を準用する。
- 5 特約共済契約者の通知義務については、第16条の規定を準用する。

(共済契約の無効、解除及び消滅)

第53条 火災共済契約及び火災共済附加契約の全部又は一部が無効であるときは、当該火災共済契約及び火災共済附加契約に併せて締結された特約共済契約は、当該火災共済契約及び火災共済附加契約の部分に対応し、その全部又は一部を無効とする。

- 2 火災共済契約及び火災共済附加契約が解除され、又は消滅したときは、当該火災共済契約及び火災共済附加契約に併せて締結された特約共済契約は、当該火災共済契約及び火災共済附加契約が解除され、又は消滅したときに解除され、又は消滅したもののみならず。
- 3 前2項の場合において、火災共済契約及び火災共済附加契約にかかる共済掛金の全部又は一部が共済契約者に払戻されるものであるときは、当該火災共済契約及び火災共済附加契約に併せて締結された特約共済契約にかかる共済掛金の額に、火災共済契約及び火災共済附加契約に係る共済掛金の額のうち払戻される額の当該共済掛金の額に対する割合を乗じて共済契約者に払戻すものとする。
- 4 前項の規定による払戻金については、第25

条の規定を準用する。

第2節 共済金の支払

(共済金及び共済掛金)

第54条 共済契約1口についての共済金額は50万円とする。

- 2 共済契約1口についての共済掛金額は、年額150円とし、その算定は別紙第4風水雪害特約共済事業掛金額算出方法書の定める方法によるものとする。
- 3 建物及び動産の特約共済金の合計額の最高限度は、2,400万円とする。ただし、建物の限度額は1,600万円、動産の限度額は800万円とする。

(特約共済金)

第55条 特約共済契約を締結した場合におけるこの組合が支払う特約共済金の額は、第34条第1項の規定に基づいて算出した額に100分の50を乗じて得た額とする。ただし、共済の対象である建物又は動産に生じた1回の共済事故による損害の額が建物又は動産それぞれ20万円未満の場合は、特約共済金を支払わない。

- 2 前項の損害の額及び共済の対象の価額は、その損害が生じた場所における時価によるものとする。
- 3 第34条第2項の規定に基づく共済金に加算して第1項の特約共済金が支払われる場合は、損害の額を限度とするものとする。
- 4 第1項から前項の規定により特約共済金の額を計算するに当たっては、第34条第6項の規定を準用する。

(費用共済金の支払)

第56条 前条の特約共済金及び第32条第1項第2号の風水雪害共済金が支払われるときは、その損害に伴う臨時の費用をてん補するものとしての臨時費用共済金を当該共済契約者に支払うものとする。

- 2 前条の特約共済金及び第32条第1項第2号の風水雪害共済金が支払われるときは、共済事故によって生じた共済の対象の残存物の取片付けに要した費用として残存物取片付費用共済金を当該共済契約者に支払うものとする。
- 3 第1項の臨時費用共済金の額は、前条の特約共済金及び第32条第1項第2号の風水雪害共済金の合計額の15パーセントに相当する額とする。ただし、1回の共済事故につき300万円を限度とする。
- 4 第2項の残存物取片付費用共済金の額は、現に共済契約者が残存物取片付けに要した費用とする。ただし、1回の共済事故につき前条の特約共済金及び第32条第1項第2号の風水雪害共済金の合計額の5パーセントに相当する額又は100万円のいずれか少ない額を限度とする。

- 5 前項の費用共済金の額を計算するに当たっては、第34条第6項の規定を準用する。

(特約共済金の支払請求)

第57条 特約共済金の支払請求については、第37条の規定を準用する。

(特約共済金を支払わない損害)

第58条 特約共済金を支払わない損害については、第39条の規定を準用する。

(特約共済金の支払義務を免れる場合)

第59条 特約共済金の支払義務を免れる場合については、第40条の規定を準用する。

第5章 異議の申立て

(異議の申立て及び審査委員会)

第60条 共済契約及び共済金の支払いに関するこの組合の処分不服がある共済契約者は、この組合に置く審査委員会に対して異議の申立てをすることができる。

- 2 前項の異議の申立ては、この組合の処分があったことを知った日から30日以内に書面をもってしなければならない。
- 3 第1項の規定による異議の申立てがあったときは、審査委員会は、異議の申立てを受けた日から30日以内に審査を行い、その結果を異議の申立てをした者に通知しなければならない。
- 4 審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、実施規則の定めるところによる。

第6章 雑則

(支払備金及び責任準備金)

第61条 この組合は、消費生活協同組合法施行規則(昭和23年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第1号)の定めるところにより、毎事業年度末において、支払備金及び責任準備金を積み立てるものとする。

- 2 責任準備金の種類は、未経過共済掛金及び異常危険準備金とし、その額は別紙第5責任準備金額算出方法書において定める方法により算出した額とする。

(支部の設置)

第62条 この組合は、この規約による共済事業を実施するため、定款第4条に規定する職域に支部を置き、その長をもって支部長とする。

- 2 支部の業務は、実施規則に定める。

(時効)

第63条 共済金の支払いを請求する権利は、第37条第1項及び第51条第1項に定める時の翌日から起算して3年を経過したときは時効によって消滅する。

- 2 共済掛金払戻金の支払いを請求する権利は、

請求事由の発生した日の翌日から起算して3年を経過したときは時効によって消滅する。

(質入等の制限)

第64条 共済金の支払いを請求する権利は、組合が承認した場合を除き、質入れ又は譲渡することができない。

(共済契約による権利義務の承継)

第65条 共済契約者が死亡した場合は、当該共済期間を限度として、相続人が共済契約による権利義務を承継するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、共済契約者が死亡した場合には、定款第6条第2項の規定により組合の承認を得た者は、組合が別に定める共済契約の権利義務を承継することができる。

(細則)

第66条 この規約に定めるもののほか、共済事業の実施のための手続き、その他その執行について必要な事項は、実施規則で定める。

附 則

1 この規約は、平成16年4月1日から施行する。
2 この規約に規定する掛金額算出方法書と事業実績との間に著しい乖離が生じたときは、これを見直すものとする。

附 則

1 この規約は、厚生労働大臣の認可を受けた日(平成22年3月26日)から施行し、平成22年4月1日から適用する。
2 第21条(重大事由による解除)、第22条(承認事項にかかる共済掛金の払戻し又は追加共済掛金の請求)の規定は適用日以前に成立した共済契約についても将来に向かって適用する。
3 契約成立時期にかかわらず、共済事故が適用日以後に発生した場合には、第38条(共済金の支払時期及び場所)の規定を適用する。

附 則

この規約は、厚生労働大臣認可の日(令和元年6月21日)から施行し、令和元年7月1日から適用する。

別 表 (他の共済契約等がある場合の共済金の支払限度)

共済金の種類	支払限度額
火災共済金	損害の額
風水雪害共済金	損害の額
臨時費用	1回の事故につき、300万円。ただし、他の共済契約等に限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額
残存物取片付費用	1回の事故につき、100万円。ただし、他の共済契約等に限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額
失火見舞費用	1回の事故につき、第三者一世帯当たり20万円を限度として、合計60万円。ただし、他の共済契約等に、合計の支払額が60万円を超えるものがある場合は、最も高い額

◎火災共済事業実施規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、生活協同組合全国都市職員災害共済会共済事業規約(以下「規約」という。)第66条の規定に基づき、共済事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(扶養親族)

第2条 規約第8条第2項に規定する扶養親族とは、共済契約者と生計を一にする3親等内の親族(同居の姻族及び生活費、学資金又は医療費等を受けている3親等内の親族を含む。)とする。

(共済事故)

第3条 規約第2条第1項第1号及び第30条に規定する共済事故は、次の各号に定めるところによる。

(1) 火災による損害

火災による共済の対象の全部又は一部の焼失(消防又は避難に必要な処分を含む。)若しくは火災に随伴して生じた高熱、煙、ガス、蒸気等による損害

(2) 落雷による損害

共済の対象に直接落雷し、その衝撃のため当該共済の対象に生じた破壊損害又は火災損害及び落雷による異常電流の作用で共済の対象に生じた損害

(3) 破裂又は爆発による損害

プロパン、都市ガス等の気体又は蒸気の急激な膨張による破裂又は爆発により共済の対象に生じた損害。ただし、凍結による水道管、水管又はこれらに類するものの破裂又は爆発による損害を除く。

(4) 航空機の墜落若しくは接触又は航空機からの物体の落下による損害

航空機の墜落若しくは接触、爆風、音波の衝撃による損害及び航空機の付属品若しくは積載物の落下又は航空機からの投下物若しくは発射物による損害

(5) 車両の飛び込みによる損害

車両(積載物を含む。)の衝突若しくは接触により共済の対象に生じた損害

(6) 同一の建物の上層階に居住する他人の住居のいつ水により生じた水漏れによる損害 他人の住居で生じた偶然の事故を原因とするいつ水による水漏れによって共済の対象に生じた損害

(7) 風災

台風、突風又は旋風等によって共済の対象に生じた損害。ただし、砂塵、塩分又は煤煙等による損害を除く。

(8) 水災

暴風雨、洪水、豪雨又は長雨等によって共済の対象に生じた損害

- (9) 雪災
積雪、雪崩又は降雹等によって共済の対象に生じた損害

2 規約第30条第10号に規定する「前各号の損害によって生じた見舞金等の費用等の支出」とは、前項に規定する共済事故の発生に付随する規約第35条に規定する臨時費用、残存物取片付費用及び失火見舞費用の支出をいう。

(共済の対象の範囲)

第4条 規約第8条第2項第1号に規定する共済の対象となる建物については、次の用途に使用する併用住宅(組合員が居住する部分を除く。)又は営業用建物を除く。

- (1) 油商、火薬類販売業、ガソリンスタンド、玩具商、塗料・ペンキ・ワニス・灯油・プロパン販売
- (2) 食堂、料理店、飲食店、喫茶店、キャバレー、ナイトクラブ、バー、貸座敷、待合、割烹
- (3) 映画館、演芸場、観覧場、舞踏場、麻雀屋、パチンコ屋、遊技場、ボーリング場、スケート場、海水浴場施設その他遊技娯楽施設
- (4) 工場、作業場

2 規約第8条第2項第1号に規定する共済の対象となる建物には、次の各号に掲げる建物を含むものとする。

- (1) 同一敷地内で建物に隣接する別棟の納屋、物置及び車庫等の居住用建物の付属建物(敷地を異にする場合も同様とする。)
- (2) 共済契約者又はその扶養親族が所有する別荘で、月1回以上の見回り、点検等の管理を行っているもの

(共済の対象である建物の特例)

第5条 共済の対象である建物につき規約第16条第1項第4号に掲げる事実があり、その旨をこの組合に通知したときは、この組合は、次の各号に該当し、かつ、当該建物について月1回以上の見回り、点検等の管理を行う場合に限り承認するものとする。

- (1) 転勤、出張、入院等又は崖崩れなどの危険の発生に伴い、空家若しくは無人となった建物で、再入居を前提としたもの
- (2) 共済契約者又はその扶養親族が所有する貸家で、入居者の移転に伴い暫時空家若しくは無人となったもの

(承諾通知書)

第6条 規約第11条に規定する承諾通知書は、組合員証を兼ねるものとする。

第2章 短期共済契約

(短期の共済期間)

第7条 規約第7条ただし書の規定により、1年未満の短期の共済期間とすることができる特別の事由がある場合は、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 共済契約の申込者が共済契約の期間を、その所属する支部の他の共済契約者の共済契約期間と同一にしようとするため必要があるとき。
- (2) 共済契約者が共済契約期間の中途において、共済契約の口数を増加する契約をしようとする場合に、その共済契約の終期を前の共済契約の終期と同一の日とするため必要があるとき。

(共済掛金額の特例)

第8条 前条の規定により、共済掛金を払込む場合の1口当たりの共済掛金額は、次の1ヶ月当たりの共済掛金額(共済契約期間1年に対する共済掛金の額の12分の1相当額。ただし、その額に1円未満の端数が生じた場合は、これを1円に切り上げる。)に共済契約期間の月数を乗じて得た金額とする。

契約の種類	1ヶ月当たりの共済掛金額
木造共済掛金額	25円
耐火造共済掛金額	17円
木造共済掛金額 (風水雪害特約を含む。)	38円
耐火造共済掛金額 (風水雪害特約を含む。)	30円

第3章 共済の対象の価額及び損害額の算定基準等

(共済の対象の価額の算定基準)

第9条 規約第34条第1項及び第4項に掲げる共済の対象の価額の算定については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 建物 延面積に標準建築費(別表第1経年減価率表使用要領2)を乗じて得た額から、別表第1に掲げる経年減価率に基づき算出した額を控除した額
 - (2) 動産 別表第2動産標準評価表に基づいて算出した額から20%相当額を控除した額
- 2 規約第10条に規定する共済契約の再取得価額の特約及び第55条に規定する特約共済金に係る共済の対象の価額の算定については、次の各号に定めるところによる。
- (1) 建物 延面積に標準建築費(別表第1経年減価率表使用要領2)を乗じて得た額
 - (2) 動産 別表第2動産標準評価表に基づいて算出した額

(損害額の算定基準)

第10条 規約第34条第1項から第4項及び第55条に規定する損害額(規約第28条第2項に規定する費用を含む。)の算定については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 建物 焼失面積に標準建築費(別表第1経年減価率表使用要領2)を乗じて得た額から、別表第1に掲げる経年減価率に基づき

算出した額を控除した額

(2) 動産 損害を受けた動産と同種同様のものの再購入に要する見積額から、当該見積額の20%相当額を控額した額

2 再取得価額の特約に係る損害額の算定については、次の各号に定めるところによる。

(1) 建物 焼失面積に標準建築費(別表第1経年減価率表使用要領2)を乗じて得た額

(2) 動産 損害を受けた動産と同種同様のものの再購入に要する見積額

3 燃焼機器、暖房機器及び電気機器等の過熱によって生じた当該機器のみの損害は、共済事故による損害から除くものとする。

(臨時費用共済金)

第11条 第三者の行為により共済の対象に損害が発生し、第三者から当該損害を賠償されたときにおいても当該損害が共済事故による損害に該当する場合は、規約第35条第1項第1号に規定する臨時費用共済金を支払うものとする。なお、この場合、規約第35条第2項中共済金とあるのは第三者の賠償額と読み替えるものとする。

(残存物取片付費用共済金)

第12条 規約第35条第1項第2号及び第3項にいう残存物取片付けに要した費用とは、共済事故が発生した場合において、損害を受けた共済の対象の取りこわし費用、取片付清掃費用及び搬出費用をいう。ただし、損傷の修理のために最小限必要な取りはずし除去費用等修理費の一部として共済金の対象とするものについては、残存物取片付費用に含まないものとする。

(失火見舞費用共済金)

第13条 規約第35条第1項第3号にいう共済の対象又は共済の対象を収容する建物は、同建物の所有者の占有する部分(区分所有建物の共有部分を除く。)とし、同建物の所有者以外の者の占有する部分から発生した損害については、失火見舞費用共済金対象としないものとする。

2 規約第35条第1項第3号の損害には、消火活動による水漏れ、汚損又はき損を含み、煙損又は臭気の付着の損害は除くものとする。

(共済金の支払請求手続)

第14条 規約第37条第2項第3号に掲げる「その他特にこの組合の要求する書類」とは、次の各号に定める書類をいう。

(1) 共済対象物の被害写真

(2) 被災した建物の平面図及び動産の配置図

(3) その他共済事故関係の新聞記事等事故確認の参考となる書類

(共済金の内払)

第15条 共済の対象について全焼又はこれに準

ずる程度の損害が生じた場合において、共済契約者から申し出があり、この組合が必要と認めるときは、規約37条の規定にかかわらず、共済金の内払いをすることができる。

2 前項の規定により内払いできる共済金の額は、共済契約金額の80%に相当する金額以下とする。

第4章 審査委員会の組織および運営

(委員会の審査事項)

第16条 審査委員会(以下「委員会」という。)は、規約第60条第1項の規定により、共済契約及び共済金の支払いに関するこの組合の処分について不服がある共済契約者から、異議の申立があったとき、これを審査するものとする。

(委員会)

第17条 委員会は、委員9人以内をもって組織する。

(委員の構成)

第18条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、会長が委嘱する。

- | | |
|--------------|------|
| (1) 役員 | 3人以内 |
| (2) 学識経験のある者 | 3人以内 |
| (3) 組合員 | 3人以内 |

(委員の任期)

第19条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 委員は非常勤とする。

(委員長及び副委員長)

第20条 委員会に、委員長及び副委員長をおき、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会の事務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代行する。

(委員会の議事)

第21条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決すところによる。

4 委員長は、委員として委員会の議決の数に加わる権利を有しない。

(審査の結果報告)

第22条 委員長は、審査が終わったときは、直ちにその結果を会長に報告しなければならない。

(支部の業務)

第23条 規約62条第2項に規定する支部の業務は、次の各号に定めるところによる。
(1) 共済契約申込書の受理に関すること。
(2) 共済掛金の受入れ及び払戻しに関すること。
(3) 共済金の支払いに関すること。
(4) 組合員の共済事業への加入の促進に関すること。

第5章 雑 則

(承継組合員の要件)

第24条 規約第65条第2項に基づく組合員(以下「承継組合員」という。)となる資格を有する者は、死亡した共済契約者の配偶者で、当該共済契約者が共済契約を締結している建物に居住している者とする。
2 承継組合員の承認申請手続は、共済契約者の死亡した翌日から当該共済契約の共済期間の末日の翌日から3か月を経過する日までに行うことができるものとする。
3 承継組合員が死亡したときは、規約第65条第2項に基づく承継はできないものとする。

(承継組合員の共済契約の範囲)

第25条 承継組合員が組合と締結できる共済契約は、承継組合員又は死亡した共済契約者の扶養親族が所有する建物に係るもの(当該建物内に収容されている動産に係るものを含む。)とする。
2 前項の場合には、共済契約を締結している建物内に収容している動産に係る共済契約を新たに締結することができるものとする。

(雑則)

第26条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事会がこれを定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、昭和40年7月1日から施行する。

(廃止規定)

第2条 次に掲げる規程は、廃止する。
(1) 全国都市職員災害共済会審査委員会組織規程
(2) 全国都市職員災害共済会共済金給付規程

附 則
この規則は、昭和43年4月1日発効の分から施行する。

附 則
この規則は、昭和44年2月5日から施行する。

附 則

この規則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、昭和49年12月1日から施行する。

附 則
この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、昭和62年5月23日から施行する。

附 則
この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、施行日前に効力を生じた共済契約については、なお従前の例による。

附 則
この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則
1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
2 この規則の施行前の旧規約第6条第2項の規定による契約については、なお、従前の例による。

附 則
この規則は、平成20年5月28日から施行し、改正後の第4条第2項及び第5条の規定は、平成19年10月1日から適用する。

附 則
この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、共済事業規約認可の日（令和元年6月21日）から施行し、令和元年7月1日から適用する。

別表第1 経年減価率表

建物の経過年数	木造建物	耐火造建物
5年まで	0%	0%
6年～15年	7	5
16年～25年	14	10
26年～35年	20	15
36年～45年	25	20
46年以上	30	25

使用要領

- この経年減価率表は、建物の価額たる共済価額を算出するために使用する。
- 共済価額は、標準建築費から減価額（標準建築費×経年減価率）を差し引いて算出する。ただし、標準建築費は、木造にあっては3.3平方メートル当たり50万円（50万円から70万円まで5万円単位で増額することができる。）、耐火造にあっては、3.3平方メートル当たり70万円（70万円から90万円まで5万円単位で増額することができる。）とする。
- 耐火造とは、建物の主要構造のうち、外壁、梁、床および屋根が次の各号に定める構造で造られたものとする。
 - 鉄骨・鉄筋コンクリート造り
 - 鉄筋コンクリート造り
 - 鉄骨コンクリート造り
 - コンクリートブロック造り
- 木造とは、耐火造以外の建物をいい、防火造建物までを含むものとする。

別表第2 動産標準評価表（単位・万円）

世帯主の年齢	動産標準価額
25歳前後（27歳以下）	300～500
30歳前後（28歳～32歳）	400～800
35歳前後（33歳～37歳）	550～1,100
40歳前後（38歳～42歳）	600～1,400
45歳前後（43歳～47歳）	650～1,700
50歳前後（48歳以上）	700～2,000
単身世帯	250～700

この表に掲げる金額で共済金額を契約した場合は、特約とする。

◎承継組合員承認基準規則

(目的)

第1条 この規則は、全国都市職員災害共済会定款（以下「定款」という。）第6条第2項に定める「この組合の区域の付近に住所を有する者又は当該区域内に勤務していた者」であって、かつ、この組合の事業を利用することを適当とするもの（以下「承継組合員」という。）の承認基準について定め、もって承継組合員の福祉の向上を図ることを目的とする。

(承継組合員の資格)

- 第2条 承継組合員となることができる者は、死亡により脱退に至った組合員と同一世帯で生計を一にする配偶者とする。
- 承継組合員の配偶者については、前項の規定は適用しない。
 - 死亡により脱退に至った組合員が在職していた職域において、事務取扱いが可能な者

(利用できる共済契約)

- 第3条 利用できる共済契約の対象は、次の各号の全てを満たす現に契約中の建物及び建物に収容している動産並びに自動車とする。
- 組合員以外の者を被共済者とする共済契約
ただし、組合員を被共済者とする共済契約を含むものとする。
 - 共済事業規約及び自動車共済事業規約に共済契約の権利義務の承継に係る定めのある共済契約
 - 組合員が共済契約者であった共済契約
- 2 前項の規定にかかわらず、真にやむを得ない理由があるときは、現に契約中の建物及び建物に収容している動産並びに自動車に替えて、新たな建物及び建物に収容している動産並びに自動車を共済契約することができるものとする。

(利用できる共済契約の期間)

- 第4条 承継組合員の利用できる共済契約の期間は、自由脱退、除名又は死亡脱退するまでの間とする。
- 前項の規定にかかわらず、真にやむを得ない理由があるときを除き、当組合が行う共済事業を利用しない状態が生じたときは、自由脱退したものとみなす。

(承認の手続)

- 第5条 第2条に定める資格を有する者は、この組合の理事会において承認を受け、組合員となることができる。
- この承認基準に適合する者から承認申請があったときは、申請があったときに承認されたものとみなし、理事会において事後

追認することができるものとする。

- 3 前項の申請は、共済契約者の死亡の翌日から組合員が締結していた共済期間の末日の翌日から3か月を経過する日までに行わなければならない。

(出資金の払込み)

第6条 承継組合員は、新たに出資金を払込むものとする。

(その他の事項)

第7条 この規則に定めるもののほか、承継組合員の承認基準の取扱いに関し必要な事項は、理事会で定める。

附 則

この承認基準規則は、共済事業規約及び自動車共済事業規約認可の日（令和元年6月21日）から施行し、令和元年7月1日から適用する。

◎地震災害見舞金支給規則

(趣旨)

第1条 この組合は、組合員が現に居住し、かつ、共済の対象である建物又はその建物内に收容されている共済の対象である動産又は組合員が現に居住している建物内に收容されている共済の対象である動産に、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による損害(地震等が生じた後における事故の拡大防止又は緊急避難に必要な処置によって共済の対象について生じた損害を含む。)が生じ、共済の対象である建物又は動産の損害の額が20万円を超える場合は、予算の定めるところにより地震災害見舞金を支給することができる。

(地震災害見舞金の額)

第2条 地震災害見舞金の額は、損害の割合に応じ、組合員が現に居住する建物又はその建物内に收容されている動産に係る共済契約口数に別表地震災害見舞金支給基準に定める1口当たりの支給額を乗じて得た額とする。ただし、実損害額を限度とする。

- 2 地震災害見舞金の最高限度額は100万円とする。

(損害の割合)

第3条 前条の損害の割合は、損害額の当該被災物件に係る再取得価額(火災共済事業実施規則第9条第2項の規定により算定した額をいう。)に占める割合とする。この場合において、損害額は、建物にあっては、被災個所の復旧に要する建築業者等の見積額とし、動産にあっては、その修理費、洗濯代及び使用不能の場合においてはその物と同種同様のものの購入費とする。ただし、建物又は動産のそれぞれにつき別個に算定する。

- 2 前項に規定する再取得価額は、建物にあっては、共済契約申込書に記載された再取得価額とし、動産にあっては、火災共済事業実施規則別表第2動産標準評価表に定める金額とする。

(異常災害時における地震災害見舞金の額)

第4条 大規模地震等による異常災害の発生により、この組合が支給すべき地震災害見舞金の額が、予算に定める額を超えるときは、理事会の承認を得て予算額を超えて支給することができる。ただし、支給総額は災害等見舞金積立金の額を限度とし、支給総額がこれを超える可能性のあるときは、理事会の承認を得て個々の支給額について、当該積立額を総支給見込額で除した数値を乗じた額に減額する。

- 2 前項の場合において、請求が集中し年度内に支払いを終えることが困難であるときは、理事会の承認を得て分割払又は支払の繰延によって、次年度に支払うことができるものと

する。

(災害等見舞金積立金)

第5条 定款第68条第3号に規定する運用収益は、毎事業年度の剰余金処分において災害等見舞金積立金として積み立て、見舞金の支給に充てるものとする。

2 前項の積み立てる額は、納付した、又は納付すべき税額並びに資産運用費用を控除した後の資産運用収益額に、火災共済に関する資産の額を火災共済に関する資産と自動車共済に関する資産の合計額で除した数値を乗じて得られる額を限度とする。

(地震災害見舞金の請求)

第6条 地震災害見舞金の支給を受けようとする者は、地震災害見舞金請求書に次に掲げる書類を添えて、この組合に提出するものとする。

- (1) 火災共済契約承諾通知書(写)
- (2) 消防署長又は市町村长等関係官署の罹災証明書
- (3) 被災物件の写真(損害の実態を明らかにできるカラー写真4枚以上)
- (4) 損害見積書
- (5) その他住民票等この組合が必要とする書類

(地震災害見舞金の請求期間)

第7条 前条の地震災害見舞金の請求は、地震災害の発生した日から3年以内に行うものとする。

(実施細目)

第8条 この規則に定めるもののほか、地震災害見舞金の支給に関して必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、施行日前に生じた損害については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、施行日前に生じた損害については、従前の支給基準を適用する。

別 表 地震災害見舞金支給基準

損害の割合	1口当たりの支給額
全 部	20,000円
1/2 以上	12,000円
1/3 以上	8,000円
1/4 未 満	3,000円

◎火災共済事業傷害等見舞金支給規則

第 1 章 総 則

(通則)

第1条 この組合が支給することができる火災共済事業の傷害等に関する見舞金の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 地震災害傷害等見舞金
 - ア 地震災害死亡弔慰金
 - イ 地震災害入院見舞金
- (2) 火災等災害入院見舞金
- (3) 交通災害給付金
 - ア 交通災害死亡弔慰金
 - イ 交通災害入院見舞金
- (4) 死亡弔慰金

2 この組合は、前項に規定する見舞金については、予算の定めるところにより支給することができる。

第 2 章 地震災害傷害等見舞金

(趣旨)

第2条 地震災害見舞金支給規則第1条に規定する地震災害見舞金が支給される場合において、被共済者(組合員又は組合員と同居する2親等以内の親族をいう。以下この規則において同じ。)がその事故に直接起因して死亡したとき又はその事故によって傷害を被り入院したときには、地震災害傷害等見舞金(地震災害死亡弔慰金及び地震災害入院見舞金をいう。以下この規則において同じ。)を支給することができる。

(地震災害死亡弔慰金)

第3条 被共済者が前条に規定する傷害を受けた日から180日以内に死亡したときには、地震災害死亡弔慰金をその者の遺族に支給することができる。

2 組合員が死亡した場合の地震災害死亡弔慰金の額は、組合員が現に居住する建物又はその建物内に収容されている動産に係る共済契約口数に共済契約1口当たり7,500円を乗じて得た額とする。ただし、地震災害死亡弔慰金の最高限度額は30万円とする。

3 組合員と同居する2親等以内の親族が死亡した場合の地震災害死亡弔慰金の額は、組合員が現に居住する建物又はその建物内に収容されている動産に係る共済契約口数に共済契約1口当たり2,500円を乗じて得た額とする。ただし、組合員と同居する2親等以内の親族1人についての地震災害死亡弔慰金の最高限度額は10万円とする。

(地震災害入院見舞金)

第4条 被共済者が第2条に規定する傷害を受けた日から180日以内に連続して7日以上入院をしたときには、地震災害入院見舞金を

組合員に支給することができる。

- 2 被共済者1人についての地震災害入院見舞金の額は、組合員が現に居住する建物又はその建物内に収容されている動産に係る共済契約口数に共済契約1口当たり2,500円を乗じて得た額とする。ただし、被共済者1人について、地震災害入院見舞金の最高限度額は10万円とし、1事故につき1回の請求を限度とする。

(差額支給)

- 第5条 前条に規定する地震災害入院見舞金を受給した組合員が、その事故が原因で傷害を受けた日から180日以内に死亡したときには、その者の遺族に第3条に規定する地震災害死亡弔慰金と既に支給した地震災害入院見舞金との差額を支給することができる。

第3章 火災等災害入院見舞金

(趣旨)

- 第6条 組合員が現に居住し、かつ、共済の目的である建物又はその建物内に収容されている共済の目的である動産又は組合員が現に居住している建物内に収容されている共済の目的である動産又は共済の目的である動産を収容し組合員が現に居住している建物が、共済事業規約第30条第1号から第6号までの共済事故によって損害を受けた場合において、被共済者がその事故によって傷害を被り入院したときには、火災等災害入院見舞金を支給することができる。
- 2 組合員が現に居住し、かつ、共済の目的である建物又はその建物内に収容されている共済の目的である動産が、共済事業規約第30条第7号から第9号までの共済事故によって損害を受け第32条第1項第2号に規定する風水雪害共済金が支払われる場合において、被共済者がその事故によって傷害を被り入院したときには、火災等災害入院見舞金を支給することができる。

(火災等災害入院見舞金)

- 第7条 被共済者が前条に規定する傷害を受けた日から180日以内に連続して7日以上入院をしたときには、火災等災害入院見舞金を組合員に支給することができる。
- 2 被共済者1人についての火災等災害入院見舞金の額は、組合員が現に居住する建物又はその建物内に収容されている動産に係る共済契約口数に共済契約1口当たり2,500円を乗じて得た額とする。
ただし、被共済者1人について、火災等災害入院見舞金の最高限度額は10万円とし、1事故につき1回の請求を限度とする。

第4章 交通災害給付金

(趣旨)

- 第8条 組合員が日本国内において、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第8号に掲げる車両の交通による災害(以下「交通災害」という。)を受け、組合員が死亡又は傷害により入院したときには、交通災害給付金(交通災害死亡弔慰金及び交通災害入院見舞金をいう。以下この規則において同じ。)を支給することができる。

(交通災害死亡弔慰金)

- 第9条 組合員が交通災害を受けた日から180日以内にその交通災害が原因で死亡したときには、交通災害死亡弔慰金をその者の遺族に支給することができる。
- 2 交通災害死亡弔慰金の額は、組合員が現に居住する建物又はその建物内に収容されている動産に係る共済契約口数に共済契約1口当たり7,500円を乗じて得た額とする。ただし、交通災害死亡弔慰金の最高限度額は30万円とする。

(交通災害入院見舞金)

- 第10条 組合員が交通災害を受けた日から180日以内にその交通災害による傷害が原因で連続して7日以上入院をしたときには、交通災害入院見舞金をその組合員に支給することができる。
- 2 交通災害入院見舞金の額は、組合員が現に居住する建物又はその建物内に収容されている動産に係る共済契約口数に共済契約1口当たり2,500円を乗じて得た額とする。ただし、交通災害入院見舞金の最高限度額は10万円とし、1事故につき1回の請求を限度とする。

(差額支給)

- 第11条 前条に規定する交通災害入院見舞金を受給した組合員が、その交通災害が原因でその交通災害を受けた日から180日以内に死亡したときには、その者の遺族に第9条に規定する交通災害死亡弔慰金と既に支給した交通災害入院見舞金との差額を支給することができる。

(支給制限)

- 第12条 この組合は、次の交通災害については交通災害給付金を支給しない。
 - (1) 組合員の故意又は重大な過失による交通災害
 - (2) 組合員の無免許運転又は酒気帯り運転による交通災害
 - (3) 地震、洪水その他天災による交通災害
 - (4) 自殺と認められる交通災害

第5章 死亡弔慰金

(趣旨)

- 第13条 組合員(退職者組合員を除く。以下この章において同じ。)が第2条、第8条又は共

済事業規約第47条に規定する支払事故以外の事由により死亡したときには、死亡弔慰金をその者の遺族に支給することができる。

(死亡弔慰金)

- 第14条 死亡弔慰金の額は、組合員が現に居住する建物又はその建物内に収容されている動産に係る共済契約口数に共済契約1口当たり5,000円を乗じて得た額とする。ただし、死亡弔慰金の最高限度額は20万円とする。
- 2 共済事業規約第49条に規定する災害死亡共済金又は本規則に規定する地震災害死亡弔慰金又は交通災害死亡弔慰金を支給する場合は、死亡弔慰金は支給しない。

第6章 請求関係

(見舞金の請求)

- 第15条 地震災害傷害等見舞金、火災等災害入院見舞金、交通災害給付金及び死亡弔慰金の支給を受けようとする者は、請求書に次に掲げる書類を添えてこの組合に提出するものとする。
- (1) 医師の診断書又はその写し又は死亡診断書又はその写し
 - (2) 組合員と同居の親族の死亡又は傷害である場合は、戸籍謄本及び世帯全員の住民票
 - (3) 火災共済契約承諾通知書(写)
 - (4) 交通災害給付金については、自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書又はその写し
 - (5) その他この組合が必要とする書類

(見舞金の請求期間)

- 第16条 地震災害死亡弔慰金、交通災害死亡弔慰金及び死亡弔慰金の請求は、死亡した日から3年以内に行うものとする。
- 2 地震災害入院見舞金、火災等災害入院見舞金及び交通災害入院見舞金の請求は、傷害を受けた日から3年以内に行うものとする。

(異常災害時における傷害等見舞金の額)

- 第17条 異常災害の発生により、この組合が支給すべき火災共済事業傷害等見舞金の額が、予算に定める額を超えるときは、理事会の承認を得て予算額を超えて支給することができる。ただし、支給総額は災害等見舞金積立金の額を限度とし、支給総額がこれを超える可能性のあるときは、理事会の承認を得て個々の支給額について、当該積立額を総支給見込額で除した数値を乗じた額に減額する。
- 2 前項の場合において、請求が集中し年度内に支払いを終えることが困難であるときは、理事会の承認を得て分割払又は支払の繰延によって、次年度に支払うことができるものとする。

(災害等見舞金積立金)

- 第18条 定款第68条第3号に規定する運用収益は、毎事業年度の剰余金処分において災害等見舞金積立金として積み立て、見舞金の支給に充てるものとする。
- 2 前項の積み立てる額は、納付した、又は納付すべき税額並びに資産運用費用を控除した後の資産運用収益額に、火災共済に関する資産の額を火災共済に関する資産と自動車共済に関する資産の合計額で除した数値を乗じて得られる額を限度とする。

(実施細目)

- 第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

(廃止規定)

- 第2条 次に掲げる規則は、廃止する。
- (1) 生活協同組合全国都市職員災害共済会交通災害給付金支給規則
 - (2) 生活協同組合全国都市職員災害共済会死亡弔慰金支給規則

附 則

- この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。



厚生労働大臣認可

生活協
同組合

全国都市職員災害共済会

〒102-8610 東京都千代田区平河町2-4-2 全国都市会館内

[受付時間] 平日9:00～17:00(土・日・祝日を除く)

事業部
火災共済

TEL. 03-3262-5290

FAX. 03-3262-2795

ホーム
ページ

<http://www.toshiseikyo.or.jp>

